

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、三番阿部祐己議員に一般質問を許します。三番阿部祐己議員。

〔三番 阿部祐己君 登壇〕

○三番（阿部祐己君）

おはようございます。

議席番号三、阿部祐己でございます。

議長より登壇、発言の許しが出ましたので、通告に沿い、質問してまいります。

まずは、冒頭、世界的流行が見られる新型コロナウイルス感染によってお亡くなりになられた皆様方にお悔やみ申し上げますとともに、コロナウイルスに感染された皆様方にもお見舞いを申し上げたいと思います。一日も早く終息に向かうよう私も願っている一人でございます。

さて、毎日のように報道されている新型コロナウイルスですが、中国武漢で第一感染者が確認されてから感染者数は徐々に増加、今では全世界で約六百九十万人、感染者数が爆発的に増加しています。そして死亡者数が約四十万人になろうとしております。日本での感染者数は、一万八千人に届こうとしており、これによる死亡者数は約九百名になっております。そもそも新型コロナウイルスとは、どのようなものなのか少し調べてみました。大流行の前まではあまりな

じみのなかったコロナウイルスですが、実は私たちの生活に身近に存在するポピュラーなウイルスであるとされています。日常的にかかる風邪の約一五％はコロナウイルスが原因とされており、多くの感染者は軽症で済むと言われておりました。コロナウイルスは複数種類存在しており、過去に多くの感染者の重症化を招いたSARSやMERSも実はこれコロナウイルスの一種であるとされています。

現時点での感染経路は飛沫感染と接触感染の二つが考えられており、新型コロナウイルスの感染予防の基本は、一、手洗い、二、せきエチケット、三、人混みを避けるの三つでインフルエンザ対策と同様です。そして、密閉、密集、密接のいわゆる三密ですね。加えてソーシャルディスタンス。日本語では社会的距離と意味します。

新型コロナウイルスにより三密を回避するために、様々な働き方も市民権を得るようになってきました。テレワークやリモートワーク、在宅勤務などがそうです。新型コロナウイルスにより新たな生活スタイルに変わろうとしています。そして、この新型コロナウイルス発症から半年になりますが、世界中でワクチンの開発に取り組んではいるものの、いまだに治療法は確立されておられません。治療薬、そして治療法ができるまでは、我々人間はウイルスという見えない敵と闘っていかなければならない。

それでは、これより令和二年第二回定例会に当たり、通告どおり質問させていただきます。

まずは、行政運営についてのイ、新型コロナウイルス対策支援制度についてお聞きいたします。

政府で令和二年四月二十日、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることになりました。町でも早急に給付金事業に着手しており、先月には町民の皆さんの元に入金されたことについては感謝いたすところであります。

そこで聞きたいのは、（一）特別定額給付金の状況についてです。

次に、（二）藤崎町飲食業者緊急対策支援金給付事業の状況について。

そして、（三）新型コロナウイルス感染症対策持続化給付金事業の状況について。

（四）新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金事業の状況についてをお聞きいたします。

次に、ロのその他の町独自の支援事業についてお聞きいたします。

（一）新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業は考えておるのか。

（二）児童手当の加算、独り親への手当等については考えているのか、これをお聞きします。

続いて、教育問題についてお聞きいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止として、昨年度は三月二日から三月二十六日まで、今年度は四月二十二日から五月六日までの期間、小中学校を一斉臨時休校としました。もちろん子供たちをウイルスから守るために行ったことであり、適切な判断であると思っております。この一斉臨時休校を行ったことにより、授業時間は減っているわけですが、授業時間の不足はどの程度なのか、これをお聞きするものです。

そして（二）一斉休校から非常事態宣言解除になるまで、部活動やスポ少も休止となりましたが、今現在と今後についてはどうなのかお聞きします。

次に、（三）多くのスポーツ、文化関連の大会等が中止となり、学校施設の利用禁止や制限が加えられたが、子供たちの心のケアについては考えているのか。

次に、防災対策についてお聞きいたします。

東日本大震災や熊本地震などが発生した後、避難所ではインフルエンザの流行やノロウイルスの感染、集団食中毒などを招いており、集団感染の発生するおそれが強くなっております。藤崎町の一次避難所となっている各地区の集会所やセンターは老朽化が進んでいる施設等も見受けられますが、実際、避難した場合、多くの町民が避難することになる

かと思えます。このことから、トイレは集会所では恐らく一か所しかないと思えますが、衛生面において特に配慮しなければならないものであります。

そこで、各施設のトイレ洋式化の状況はどのようになっているのか、これをお伺いいたします。

災害が発生した場合、町民はまず一次避難所へ避難することになるかと思えますが、各地区の避難所において不特定多数の町民が生活することで、様々な問題等の発生も予想されています。このことから、各施設においては備蓄品の準備も必要ではないかと思えます。

そこで、お聞きするのは、一次避難所である各地区集会所などでは、災害時や避難時に対応するための備蓄品等は準備してあるのか、これについてお聞きします。

次に、二次避難所についてです。二次避難所については、各学校をはじめ、多くの町民が避難できる大規模な施設となっているかと思えます。この二次避難所は避難所としての環境整備は整っているかとは思いますが、整備状況についてどのようになっているのか、これをお聞きいたします。

最後に、自主防災組織についてです。東日本大震災以降も各地で災害が頻発している状況であります。この災害の発生により、全国的に改めて町消防団や地区の自主防災組織の必要性が求められております。消防団は町民の生命と財産を守るという使命の下、それぞれの仕事を持ちながら火災や各種災害時には出動して、地域を守っているものであり、日々の活動に感謝をするものであります。自主防災組織については、地域をよく知っているからこそ、細やかな対応ができ、現場の近くにいるからこそ、迅速な対応ができるものであり、顔の見える関係を通して、支え合う絆を育むことができるものであります。また、避難誘導や安否確認、さらには避難所運営などをコミュニティ主体で進めることや、高齢者や障害者などの要支援者を支える地域活動など、地域における自主防災組織は大変重要であり、なくてはならないものと認識しております。全国にこの必要性が叫ばれている中で、当町における自主防災組織の現状についてお聞き

しまして、私の壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして皆さんおはようございます。

冒頭、今回は多くの町の議員の皆様が、私が就任して九年目になりますけれども、一般質問が七名ということで、非常に喜ばしく思っているところでございます。議員の思いも私、町長の思いも全く一致しているところは町勢発展と、町民の幸せ、そこに尽きると思っております。どうか、これからも三か月に一回ある議会でございますので、どしどし議員の皆さんには一般質問で登壇して、自分の思いを少しでも行政に反映させるべく願うところでございます。

それでは、阿部祐己議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、行政運営についてのイの新型コロナウイルス対策支援制度についての特別定額給付金の状況についてお答えいたします。

国の緊急経済対策の一環として実施された特別定額給付金については、五月末現在において、申請率九六・七％、給付率九四・三％となっており、申請されていない世帯に対しましては、近日中に勸奨通知書を発送し、できる限り早期に事務を完了するように努めてまいりたいと考えております。

次に、藤崎町飲食業者緊急対策支援金給付事業の状況についてであります。本事業は、新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受けた町内に店舗を有する飲食業者に対して、令和二年二月以降の売上高が、前年同月と比較して三〇％以上減少した場合、事業活動の維持、継続を図るために、二十万円を支援金として支給するものであり、一回

に限りという条件付でございます。

町の商工会員のほか、給付対象になるとと思われる三十八事業者に対して申請書を送付したところ、五月十五日時点で二十一件の申請があり、五月二十二日に初回の給付を行ったところでもあります。

また、初回の給付以降にも十一件の申請があり、今後も随時申請を受付し、給付することとしております。

次に、新型コロナウイルス感染症対策持続化給付金事業の状況についてであります。本事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が前年同月と比較して五〇%以上減少した場合、事業活動の維持・継続を図るために、国が最大二百万円を支給する持続化給付金を受けた事業者に対して、国の給付金を受けて、なお不足する額に対し、町が法人二十万円、個人事業者十万円を上限に給付金を上乗せして支給するものであります。

なお、本事業は、国の給付金の支給が決定されてからの申請となることから、六月四日時点での申請件数は四件となっております。

次に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金事業の状況についてであります。本事業は新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置等により、県からの休業要請に応じた協力金、法人三十万円、個人事業主二十万円の支給を受けた事業者に対して、町が上乗せして一律五万円を支給するものであります。

本事業につきましても、県の協力金の支給が決定されてからの申請となることから、六月四日時点での申請件数は二十件となっております。

次に、口のその他の町独自の支援事業についての新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業は考えているのかについてであります。既に国、県、町などが実施しております新型コロナウイルス対応事業に加えまして、さらに地域経済、住民生活を支援するため、本定例会の一般会計補正予算に町独自の新型コロナウイルス対応追加事業費を計上しております。

まず、地域経済支援につきましては、農業者緊急対策給付金、中小事業者経済対策支援金、プレミアム付商品券発行事業、地域の名産品魅力発信事業の四つの事業費を計上しており、農業者緊急対策給付金につきましては、イベントや冠婚葬祭の自粛などで大きな影響を受けた花卉農家に対しまして、売上金が前年同月と比較して三〇%以上減少した場合、二十万円の定額給付を行い、支援するものであります。

また、中小事業者経済対策支援金は、先行して実施した飲食業者緊急対策支援金の対象者を除いた全ての商工分野の中小事業者に対して、売上金が前年同月と比較して三〇%以上減少した場合、法人二十万円、個人事業主十万円の定額給付を行い、支援するものであります。

さらにプレミアム付商品券発行事業及び地域の名産品魅力発信事業は、町商工会と協力して、町内の店舗で利用できるプレミアム率三〇%の商品券並びに飲食で利用できるプレミアム率四〇%の商品券を発行するとともに、商品券が利用できる店舗のPR冊子を作成し配布することで、地域の消費喚起を促進するものであります。

次に、住民生活支援につきましては、子育て世帯応援商品券事業、単身高齢者応援商品券事業、ねふた運行団体活動維持支援金の三つの事業費を計上しております。

まず、子育て世帯応援商品券事業は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済的な負担が増加している子育て世帯に対して、高校生までの子供一人につき町内の店舗で利用できる五千円分の商品券を給付し、子育て世帯を応援するものであります。

また、単身高齢者応援商品券事業につきましては、経済的に弱い立場にある七十五歳以上の在宅単身世帯に対し、町内の店舗で利用できる五千円分の商品券を給付し、高齢者の住民生活を支援するものであります。

さらに、ねふた運行団体活動維持支援金は、残念ながら今年度中止となったねふた祭りの町内運行団体に対し、活動継続に向けた五万円の定額給付を行うことで、住民生活の潤いに欠かせないねふた祭りの継続を支援するものであります。

す。

以上のように、地域経済支援及び住民生活支援の両面から、町独自の新型コロナウイルス対応事業をさらに展開することで、町の地域経済の維持、回復並びに住民の皆様方の生活を守っていくこととしております。

次に、児童手当の加算、独り親への手当等についてであります。児童手当は、ゼロ歳から中学生までの児童を養育されている方を対象に支給しており、今回、新型コロナウイルス感染防止対応により影響を受けた対象世帯への加算につきましては、先般の町議会臨時会において関係予算を可決していただき、現在、子育て世帯への臨時特別給付金事業として、その支給事務作業を行っているところであります。

町における支給対象世帯は、九百四十二世帯、一千五百七十六名で、対象児童一人に対し一万円を支給するものであり、今月十八日に支給することとしております。

なお、公務員の支給対象の方につきましては、その所属先から配付される給付金申請書を居住地の担当窓口へ提出することとなっており、受理後速やかに支給することとしております。

また、独り親への手当等につきましては、先般閣議決定した国の第二次補正予算において子育て世帯の負担増加や収入減少に対する支援を行うため、低所得の独り親世帯への追加的な給付対策が盛り込まれており、児童扶養手当受給世帯等に対し、一律五万円、第二子以降の児童を扶養している場合は三万円を加算支給することとなっております。

併せて、新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の収入が大きく減少していると申出があった世帯に対しましては、五万円を追加で支給することとなっております。

なお、この手当の支給要件となる児童扶養手当の受給資格認定につきましては、町村部におきましては、県知事の認定を受けることが必要となりますが、現在、関係する事務手順の詳細が示されていないことから、示され次第、速やかに対応してまいりたいと考えております。

次に、教育問題についてのこの新型コロナウイルス対策により一斉休校での問題点についてはありますが、昨年度及び今年度、一斉休校となったが、授業時間の不足はどの程度かについてお答えいたします。

昨年度末から今年度初めにかけて、二度の一斉臨時休業を実施しておりますが、これはあくまでも子供たちを新型コロナウイルスの脅威から守るためのものであり、やむを得ない措置であったと考えております。

ご質問の授業時間につきましては、文部科学省において標準授業時間数が示されておりますが、実際の授業計画においては、標準授業時間数より二、三週間ほどの余裕を持って計画されております。

三月の臨時休業では、三週間程度の休業で、授業時間数は八十時間程度の不足となりましたが、この時期は卒業式に向けての時期であったため、授業内容の未履修部分は四十時間程度、各教科で見ると四から五時間程度の不足となっております。

また、四月の臨時休業では、一週間程度の休業で、未履修部分は三十時間程度となりましたが、各教科で見ると二から三時間程度の不足となっております。

なお、三月の臨時休業時に、高校受験を控えていた中学三年生につきましては、二月中旬の時点で全ての履修内容を終えておりましたが、子供たちの受験に向けた不安を解消するため、両中学校とも二日ほど出校日を設け個別指導しており、試験結果につきましては、昨年度と同等、またはそれ以上の結果となっております。

次に、一斉休校から非常事態宣言解除になるまで部活動及びスポ少も休止となりましたが、今現在と今後についてはありますが、部活動及びスポーツ少年団の活動につきましては、六月一日から通常どおり再開されておりますが、引き続き三密を避けるなどの感染予防に努めていただくようお願いしております。

なお、部活動につきましては、先生方の働き方改革、子供たちの十分な休養及び部活動以外の多様な活動を育むため、県の指針に基づき、一日の活動時間や休養日の設定に配慮いただいております。結果、感染予防にも寄与しているものと考

えております。

また、スポーツ少年団活動につきましては、今後、新型コロナウイルス感染者が発生した場合の感染経路の把握にも有用となるよう、施設利用者名簿の提出をお願いしているところであります。

今後につきましては、双方の活動において、感染対策を講じながら活動を継続し、心身の健全な育成が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、多くのスポーツ、文化関連の大会等が中止となり、学校施設の利用禁止や制限が加えられましたが、子供たちの心のケアについてはについてであります。町の宝である子供たちは、できるだけ伸び伸びとして健やかに育ててもらいたいと誰しもが願うところであります。残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響により多くのスポーツ大会並びに文化関連の大会が中止となりました。

それぞれの主催者の方々は、町学校施設の利用禁止や制限と同様、子供たちの健康や安全を第一に考えた上での苦渋の決断であったものと考えております。

大会に向け、仲間と一緒に厳しい練習を乗り越えてきた多くの子供たちが本当に悔しい思いをしていることは想像に難くないことではあります。これまでの頑張りや努力が決して無駄ではなく、必ず今後につながっていくものであることを伝えてまいりたいと考えております。

次に、防災対策についてのこの災害時における一次避難所の現状についての各施設のトイレ洋式化の状況についてお答えいたします。

町内の一次避難所は、役場庁舎をはじめ、老人福祉センター、各地区の集会所や公民館など計二十五か所となっております。台風の接近等で少数の避難者が想定される場合、対策本部の決定により開設するものであります。

各施設のトイレの状況につきましては、大規模改修により役場庁舎は全て洋式トイレとなっております。藤崎、常盤老人

福祉センターにつきましても全て洋式トイレとなっております。

このほか、各地区の集会所や公民館等につきましては、平成二十一年度から二十二年度にかけ、国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業により町が実施した集会施設等改修事業補助金を活用し、改修等を行っている施設もあり、全体の約半数が洋式トイレとなっているところであります。

次に、各施設における備蓄品等の状況についてであります。町が災害時等の一次避難所に指定している各地区の集会所や公民館等につきましては、通常、指定管理者である各町内会で管理運営を行っておりますが、災害の発生により、町民が避難生活した場合には、対策本部から食料品や飲料水などが配分され、また、その他必要な物品等につきましても、可能な限り随時支給していくこととなっております。

各施設における備蓄品等につきましては、町内会単位での配備は難しい状況ではありますが、自主防災組織を組織している町内会につきましては、町の補助を活用し、資機材や各種備蓄品などを配備しているところであります。

町といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用し、各種備蓄品等の配備を進めるとともに、今後も計画的に避難施設の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、口の二次避難所の環境整備についてであります。町内の二次避難所につきましては、各小中学校をはじめ、文化センターや常盤生涯学習文化会館、スポーツプラザ藤崎など計十一か所となっており、地震災害等で町内に多くの被害が発生し、多くの避難者が想定される場合、対策本部の決定により開設するものであります。

各施設につきましては、それぞれ改修工事を実施しており、冷暖房の配備などは整っている状況ではありますが、二次避難所を開設した場合、多くの町民が避難生活をする事となり、避難所内の感染症対策も必要となることから、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、各避難所において備蓄品等の配備を進めるとともに、今後も計画的に避難所の環境整備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ハの自主防災組織の現状についてであります。町の自主防災組織の状況につきましては、九団体が組織されており、網羅する世帯数は一千五百三十九世帯で、カバー率は二五・四％となっており、県内のカバー率が五〇％を超えていることから、国や県の平均から見るとまだまだ低い状況となっております。

なお、自主防災組織は、町内会などを母体に組織されており、平時から住民に身近な存在として、住民が互いに助け合う関係性の構築を目指して活動しておりますが、東日本大震災を契機に、県内においても関心が高まっており、徐々に組織数も増加しておりますので、今後も研修会等を通じ、組織の重要性や必要性について周知を図り、組織率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上、阿部議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより三番阿部祐己議員に再質問を許します。三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

それでは、これより再質問とさせていただきます。

まずは、定額給付金の状況についてお聞きいたしました。町長の答弁では、五月末現在、申請率が九六・七％、給付率が九四・三％ということでしたが、それから今日まで八日間ほどたっておりますが、直近の状況はどのようになっているかをお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

昨日現在、六月八日現在でございます。申請率が九七・九％、給付率が九六・七％となっております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

申請率が九七％、そして給付率が九六・七％、若干ではありますが上がっております。ですが、申請率が九七・九、そして給付率が九六・七、給付率のほうが高いというのは、これから給付されるということなので、次の給付日をお聞きしても大丈夫ですか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

次の給付、四回目になりますが、今週の金曜日、六月の十二日に六十三件の給付を予定しております。この申請率、給付率の誤差というのは、一週間分の大体月曜日から金曜日までに受付したものを翌週の金曜日と、金融機関等の事務の都合上、五日程度時間を要します関係で一週間ほどずれる。そういう意味での先ほどの率でいけば二％ほどの乖離があるというもので、四回目が今週の金曜日を予定しているものでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

はい、分かりました。ありがとうございます。

それでは、答弁では、申請されていない世帯について近日中に勸奨通知書を発送し、できる限り早期に事務の完了に努めたいとしておりました。勸奨通知書を送ったにもかかわらず、期限までに申請がなかった場合の対応はどのようなのか、そして、一番最初に通知書を発送して、その宛先不明など、そういう状態で戻ってきたものとかもあるのか、そこをお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

まず、まだ申請されていない方は率にすれば二%ほどございますが、世帯数でいけば百三十世帯ほどになってございます。その方々にまだ申請をされていませんが、期限は八月六日までですけれども、申請されますようにという勸奨の通知を差し上げる予定でございました。来週予定してございます。

それから、申請がなかった場合というお話でございました。国のこの事業の実施要綱によりますと、申請書を町が送付した、あるいはオンラインでも受付できるようにしている。それからいろいろな形の広報活動をしたにもかかわらず、申請が行われなかった場合は、受給を辞退したものとみなすというふうになってございますので、町といたしましては、この勸奨通知も出し、連絡先が分かれば、いろいろな形で申請の勸奨をし、中には辞退したいという方もいらっしゃるかもしれませんが、実態を把握することに努めながら、できる限り申請、給付をできるように努めていきたいというふうに考えているものでございます。

それから、返戻というお話でございました。郵便物が届かない、宛所に尋ね当たりませんという形で郵便が返送され

たものはたしかトータルでは三十件以上もございましたが、私どもの持っている情報等で再度通知をしたり、いろいろな形で連絡をして今現在、返戻のままとなっているもう連絡のつきようがないというふうな形で把握しているものは一件でございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

はい、分かりました。その一件についてはもうどうしようもないということで考えてよろしいということですね。分かりました。

次に、飲食業者緊急対策支援金についてお聞きいたします。

初回に二十一件の申請があり、給付も行われているとしておりました。初回以降も十一件の申請があったとしておりますが、これは申請ですよ。この十一件申請があった十一件については、これは給付対象となる飲食店になるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

十一件につきましても六月十二日に支給予定でございます。これは申請も上がっていない数件ございますが、臨時給付金同様勸奨して、確認してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

もちろん前年度同月の三〇%以上の売上げ減という審査もありますので、全部が全部対象とはいかないかもしれません。さらに、申請の仕方がよく分からないという方も中にはいらっしゃるかもしれませんので、今後も随時申請を受付しているということですから、対象となる飲食店さんには行き渡るように、担当課からもアドバイスなりしていただいでほしいと思います。答弁は結構です。

それでは、（三）の持続化給付金事業と（四）の感染拡大防止協力金事業についてですが、この事業については、国、そして県の事業であり、国、県の給付金の支給が決定されてからの申請となるということでしたので、申請件数は少ないとは思いますが。この申請件数について、町としては、これからまた先ほど同様、各事業者に通知はしていくということでもよろしかったでしょうか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

現在、想定される法人、個人の商工事業者をリストアップしております。今回の六月の補正にものせてございます中小事業者経済対策支援金、この事業も含めまして、商工の事業者に対しましては、これは全ての支援事業を案内申し上げます、漏れのないよう支給するよう努めていく予定でございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

はい、分かりました。ぜひそのようにしていただきたいと思います。

次に、その他の町独自の支援事業についての再質になりますが、さきの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画というもので、いろいろな事業が盛り込まれておりました。その中でもプレミアム商品券発行事業でした。プレミア率が一万円で三〇%付き、そして五千円で四〇%付き、これを分けた理由などはあるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えします。

まず、飲食分につきましては、もともと県の事業でございまして、これを活用して町でも臨時交付金でかさ上げし、プレミアムを上げて事業化したもので、特に飲食業者に対して支援して活性化を図るというものでございます。

そして、一般の商品券につきましては、臨時交付金を用いまして、町独自のもので幅広い事業者に対応したもので、活性化を図ろうというものでございます。このプレミアムの差については、仮に同じにした場合、飲食分の動きが鈍くなるのではないかということ懸念しまして四〇%と三〇%にいたしました。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

分かりました。ありがとうございます。

続きまして、児童手当について入りたいと思います。

町における支給対象世帯は九百四十二世帯、その対象児童は一千五百七十六名ということでありました。そして、公務員の支給対象者は何名を見込んでおりますでしょうか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

町の住民基本台帳におきますゼロ歳から中学校三年生までの人口およそ一千八百五十八名がおりますけれども、この対象児童数、この児童数から現在把握しておる一千五百七十六名を差し引いて、様々な状況を勘案し、およそ百六十名の支給対象児童数を見込んでおりまして、予算額も百六十万円の支給予算としているところであります。以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

子育て世帯への臨時特別給付金のその給付のスケジュールなど分かりましたら、お願いします。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

この臨時特別給付につきましては、対象となる世帯に対し、通知文書を発送するとともに、広報並びにホームページに掲載し、周知しているところであります。公務員世帯の方を除いた方々の支給申請は、受給を拒否する方が届出をす

る方法を取っており、その受給拒否届の期限を今月十日としております。その届出の状況を見まして、支給を決定し、支給日は十八日としております。

また、公務員の方の申請につきましては、九月三十日を申請の期限としておりまして、各月末の受付分を翌月末までに給付すると考えております。

また、最終の支払い期限は来年の三月末までとしております。以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

ありがとうございます。時間の関係上、いろいろ飛ばしていきますけれども、独り親への手当についてです。

低所得者の独り親世帯への追加的な給付の対象となる児童扶養手当受給世帯の人数についてお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

対象となる方につきましては、独り親家庭の生活の安定と自立を助けることを目的として支給しております児童扶養手当の受給者の方々が対象となるものであります。その受給者件数につきましては、児童扶養手当で百八十三名の世帯、受給児童は二百六十三名となっております。

この受給児童二百六十三名の方に五万円、単純計算しますけれども、五万円を掛けた場合一千四百万円程度の給付額となるものと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

この直近の収入が大きく減少しているとの申出があった世帯に対しては五万円を追加支給するとしておりましたけれども、減少割合というのはいかほどなのかお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。

減少割合につきましてですけれども、事務手順の詳細につきましては、まだ示されておられません。支給要領の案については示されておりますが、この案によりますと申請書の添付書類として家計の状況に関する書類を添付することになっております。この書類の様式などについては、現在詳細が分からないため、減少割合については分かっていない状況であります。いずれにいたしましても今困難となっている方々を支援する給付金であることから、直近の一、二か月におきまして収入が減少した場合が想定されるものと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

分かりました。ありがとうございます。

続いて、教育問題に入っていきたいと思っております。

答弁の中で、高校受験には特段影響はなく、試験結果についても昨年同等、またはそれ以上の結果というような答弁でありました。先般県立高校の入試結果も新聞に掲載されておりましたが、当町の成績など分かるのでしたらお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。

このコロナウイルスの影響下にありながら、三月の高校受験の結果は、過去五年間で最高の結果であったと報道がありました。県の平均と、それから町の当町の受験生の平均をしますと、科目別に申しますと、県の国語の平均点が七十・七点に対し、町の平均が六十八・二点でマイナスの二・五点、それから社会が県の平均が六十四点に対し、町の平均が六十二・七点で、マイナスの一・三点、それから県の数学の平均が五十四・七点に対し、町の平均が五十六・三点で、プラスの一・六点、それから県の理科の平均が六十四・八点に対し、町の平均が六十四・四点で、マイナスの〇・四点、それから県の英語の平均が五十八・七点に対し、町の平均が五十六・七点で、マイナスの二点、総点の平均では、県の平均が三百十二・九点に対し、町が三百八・三点で、マイナス四・六点でありました。総点のマイナス四・六点を五教科で平均するとマイナス〇・九二点で、ほぼ同等であります。

冒頭に申し上げましたように、過去五年間では最高の結果であったということに対して、教科平均でも差は一点を下回っているということでもありますので、急に受験生、受験を控えた三年生に急に休業措置を取ったということで、学校側でも心配して、二日ほどの出校日を設けて対応しましたが、結果を見て一安心しているところです。以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

特段影響がなかった。そして子供たちも頑張ったということですね。

次に、今回実際に三月、四月で臨時休校として休んでいるのですから、授業時間の不足はあるとももちろん町長も答弁で言うておりました。この不足を取り戻すために、今後土曜日の出校や夏休みの短縮などは考えているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。

教育委員会から特段何日短縮するよという指示はしておりませんが、校長会で二日ほどの夏休みの短縮をと申合せはしたようであります。ただ、現状を鑑みて、学校によってはもう少し短縮したいと考えているとの情報が伝わってきておりますが、こちらに正式に案内というか、申出があったのは二日ほどということで案内が来ております。以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

分かりました。

次に、部活動、スポ少の現在と今後ということで、ようやく子供たちも部活動及びスポーツ少年団の活動が再開されて、元気に体を動かしていると思います。その中でもまだ三密を避けるなどと感染予防に努めてもらうなど制限がある

ようですが、それはもちろん皆さんも十分承知だと思います。答弁の中で、県の指針に基づき、一日の活動時間や休養日の設定に配慮してとしておりましたが、県のこの指針、その基準というのはどのようなになっているのかお伺いいたします。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。

県の指針によりますと、小学校にあっては一日の活動時間が平日、週末ともに長くても二時間程度、それから休養日は、平日は少なくとも一日、週末は少なくとも一日以上となっております。中学校にあっては、一日の活動時間は、平日は長くても二時間程度、週末を含む学校の休業日が三時間程度、それから休養日は、平日は少なくとも一日、週末は少なくとも一日以上となっております。以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

分かりました。それが県の指針ということで、藤崎町としてもそれにのっとって進めていっているということであり
ます。

防災対策についてです。

一次避難所である各地区の集会所でトイレの洋式化をする場合、町の補助などはあるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。

町の集会施設につきましては、修繕工事の見積額が十万円を超える修繕を対象に七割を補助しております。

また、町内会所有の集会所のトイレについては、水洗化や洋式化の場合も経費の合計額の七割を補助しております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

分かりました。ありがとうございます。

備蓄品のほうに移ります。

今後国の地方創生臨時交付金を活用して、各種備蓄品等の配備を進めるとしておりました。実施計画書の中にも防災活動支援事業として盛り込まれておりました。その中には、空気清浄機や消毒液、マスクなどと書かれておりましたが、その中にもヘルメットや軍手、懐中電灯などもあってもいいのかなというふうに思いますが、これは答弁は要りません。

次に、二次避難所についてです。

二次避難所は収容避難所として使われるものであると思います。各小学校や文化センター、スポーツプラザなどがそうありますが、その中でやはり洋式トイレです。スポーツプラザ、そして、ずーむ館も洋式トイレは完全なものではないと思っています。ないはずです。国から地方創生臨時交付金を使った実施計画書の中には第三次交付分があった場合、スポーツプラザのトイレの洋式化の改修費用としてというような書かれ方をしておりました。ずーむ館、これにつ

いては考えているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。

ふれあいずーむ館につきましても、藤崎地区の避難所としては重要な機能を担うこととなりますので、環境整備を進めるためにも関係課と協議してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

ぜひ協議していただいて、進めていただきたいなど、そういうふうに思います。

自主防災組織の現状ということに移らせていただきます。

当町での自主防災組織結成状況は世帯カバー率が二五・四％と、まだまだ少ない状況であるようですが、町として組織が増えない原因についてはどのように考えているのか。

また、増やすための取組は行っているのかお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。

増えない理由ということではありますが、各地域にはそれぞれ消防団の分団が地域に根差した活動をしております。ただ、この防災活動については、地元の消防分団が活動をするという思いを持っている町内が多いのではないかとということで、自主防災組織の結成に至らないことも影響の一つかなと考えております。

あとは取組ということではありますが、毎年県の防災危機管理課の協力を得まして、自主防災組織の認知度向上やスキルアップを図るために、青森県自主防災大会や研修会を実施しておりまして、講演やグループワーク、また図上訓練などを通して、各町内会と交流を図りながら組織の役割や必要性を周知しておるということでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

一つの町内では人数が足りていないとか、そういう問題があるのであれば、二、三町内が合同での自主防災組織を立ち上げてもいいのではないかとと思いますが、それについてはいかが考えておりますか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長（兵藤範明君）

お答えいたします。

各町内によっては世帯数の違いとか、小さい町内もあれば、なかなか組織の立ち上げも難しい町内もあるかと思えます。このことから、何町内かまとまって組織をつくるというのであれば、それはそれでよいと思えます。例えば、舟場、みつや、表町、仲町、曲新田、この五町内は集会施設が老人憩の家となっていることから、意外とまとまった組織として立ち上げができるのかなと思えます。以上です。

○議長（小野 稔君）

三番阿部祐己議員。

○三番（阿部祐己君）

分かりました。ありがとうございます。

最後になります。物理学者のアインシュタイン博士の言葉で「困難と障害とは、いかなる社会にとっても力と健康の価値ある源泉である」という言葉があるようです。今世界中でコロナウイルスの脅威と闘っていますが、この苦しいところを乗り越えれば、必ず今より成長できる。困難や障害は今までできなかった考え方や行動ができるようになる大きなきっかけとなるのだからチャンスと考えて前向きに捉えていこうという意味です。一日も早いコロナウイルスの終息を願い、私の質問を終わります。

○議長（小野 稔君）

これで三番阿部祐己議員の一般質問は終了しました。

換気のため五分休憩します。

休 憩 午前十一時〇〇分

再 開 午前十一時〇五分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、四番五十嵐 忍議員に一般質問を許します。四番五十嵐 忍議員。

〔四番 五十嵐 忍君 登壇〕

○四番（五十嵐 忍君）

おはようございます。議席番号四番五十嵐 忍でございます。

通告に沿って、学校教育について一般質問をいたします。

まずは、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。

二月末、安倍首相による全国一斉休校の要請に、私は耳を疑いました。専門家に諮らず、それぞれの地域の実情も考慮しない唐突さに多くの国民が驚き、困惑したことと思います。藤崎町は要請どおりに、三月二日から町内全小中学校を休校としましたが、子供の学びの権利を奪うことが非常に拙速に判断された印象が拭い切れません。これは、町として適切な判断だったのか。ほかにどのような選択肢を検討したのかお聞きします。

新学期から学校生活が再開されたのもつかの間、四月二十二日から再度の休校になりましたが、この決定に至った経緯をお示してください。

また、感染の第二波が懸念されている中、今後休校措置を取る場合の基準は何か。併せてお聞きします。

さて、当町には、藤崎町奨学基金及び石橋記念奨学基金を財源とする奨学金制度があります。今回の新型コロナの影響で、学費等困窮する学生に町奨学金による支援は検討しているのかお尋ねします。

続いて、入学式についてでございます。

小中学校の入学式は、数年来、両中学校は午前九時、藤小と中央小は十時三十分、常盤小学校は十時四十五分から開始しています。特に藤中学区の時間設定は、小中学校両方に出席する保護者への配慮に欠けているのではないかと。私は平成二十八年、第二回定例会でも入学式の時間設定について一般質問をしましたが、この四年間全く見直されていないので、再度今定例会でも質問いたします。

以上、壇上からの私の一般質問といたします。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

五十嵐 忍議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、学校教育のイの新型コロナウイルス感染症対策についての首相の要請どおりに三月二日から一斉休校したことは、町として適切な判断だったのか、ほかにどのような選択肢を検討したのかについてお答えいたします。

二月二十七日の時点において、近隣地域で感染者が出るのは時間の問題であるとの情報があり、同日午後開催された定例校長会においても、近隣で感染者が出た場合には、児童生徒の安全を最優先に考え、クラスター感染を防ぐため、一斉の臨時休校措置もやむなしとの確認をしているところであります。

また、同日夜、全国全ての小中学校、高等学校及び特別支援学校を三月二日から春休みまで臨時休業とするよう国からの要請があり、前述の情報もあることから、この要請を重く受け止め、他の選択肢を検討せず、近隣の教育委員会とも情報交換を行った上で、最終的に三月二日から二十六日までの一斉臨時休業を行ったものであります。

結果、当町においては、児童生徒の新型コロナウイルスの感染は確認されておらず、臨時休業措置は適切な判断であったものと考えております。

次に、四月二十二日からの再度の休校を決めた経緯を示せについてであります。四月十六日、新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大されたことを受け、四月十七日、町対策本部会議を開催し、各課に対策をまとめるよう指示したところであります。

同日夜、県教育委員会より、四月二十日から五月六日まで、県立高校、特別支援学校を一斉臨時休業とする旨の発表

があり、翌十八日の対策本部会議において管内教育委員会の情報を説明の上、町教育委員会として一斉臨時休業を行う旨の意向を示しております。

教育委員会においては、四月二十日に臨時校長会を開催し、四月二十一日は事前指導、翌二十二日から五月六日までを一斉臨時休業とする意向を各学校長に伝え、同意を得たところであります。

また、同日午後、再度、町対策本部を開催し、一斉臨時休業を正式に決定したものであります。

次に、今後休校措置を取る場合の基準は何かについてであります。今後の休業措置を行う際の基準につきましては、まず、町で感染者が確認された場合は、休業措置を行うことといたします。

また、弘前保健所管内において感染者が確認された場合は、当町からの距離及び感染経路が判明しているか、不明かななどを総合的に勘案し、休業措置について判断することといたします。

そのほか、国または県教育委員会からの要請があった場合なども状況を総合的に判断して決定してまいりたいと考えているところであります。

次に、新型コロナの影響で学費等に困窮する学生に、町奨学金による支援は検討しているのかについてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、全国的に殊さらサービス業などにおいてアルバイトを行う学生が大きな影響を受けており、生活に困窮する学生が出てくること懸念されております。

現在、奨学金に関する問合せは発生しておりませんが、町の貴重な人材である学生の支援につきましては、近隣市町村の情報も加味しつつ、償還の猶予、再募集につきましても検討しているところであります。

次に、口の入学式についての小中学校の入学式の時間設定が両方に出席する保護者への配慮に欠けているのではないのかについてであります。町内小中学校の入学式につきましては、例年藤崎小学校と藤崎中央小学校が午前十時三十分から、常盤小学校が午前十時四十五分から実施しており、藤崎中学校と明德中学校につきましては午前九時から実施し

ております。

ご質問の内容につきましては、小学校と中学校に同時に入学される児童生徒がいる場合、保護者の方が中学生の入学式出席後に、小学校の入学式に最初から出席できない現状についての問題提起だと思われますので、各学校と協議の上、両方に出席できるよう配慮してまいりたいと考えております。

以上、五十嵐議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより四番五十嵐 忍議員に再質問を許します。四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

それでは、再質問いたします。

まず、学校の一斉休校の問題からです。

三月二日からの一斉休校について、ほかの選択肢を検討しなかったということは、正直、驚きでした。二月二十七日に、定例校長会で、近隣で感染者が出た場合は一斉の臨時休業措置もやむなしと確認したと。これは私も理解できます。新型コロナウイルスは未知のウイルスなので、季節性インフルエンザよりは休校の範囲を広く取るというのは理解できますが、ところが一転、その日の夜安倍首相によって全国一斉休校の要請があったら、次の二十八日には前日に校長会で確認した内容と違う、要は県内に感染者がまだゼロの段階で、一斉休校を決めたという、これは学校設置者としての町の判断はどこにあるんですか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

非常事態のこのコロナ、全国での状況の中で、一国の総理が全ての国民をこのコロナ対策から感染からまず守る。そういう意味で、小中学校は集団して学業をしていますので、クラスター感染やら等の判断だと、そう思っています。

確かに町のあるところはどこだという指摘されればそれまででございますが、一国の総理からあくまでも国民を、命を守るのが第一義だという判断の下、これは全国の市町村がいわゆる子供たちの命を守るということで判断したところでございます。今過去のことをいろいろ聞かれてもそういうお答えしかできません。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

首相からは、要請なんですよ、休校は。首相にはその権限はありませんので、学校保健安全法で感染症予防上必要なときに、臨時休校を行う権限は、これは教育委員会にあるんです。もちろんそれをご存じだと思いますけれども。休校するに当たって、このような非常に地域社会に与える影響が物すごく大きいものをほかの選択肢の検討をしなかったということは先ほど私申し上げましたけれども、驚きました。学校はもとより、学校、家庭はもとより、学童保育、学校給食、混乱するのは必至ですよ。その影響を最小限にするために、例えば午前授業にして対応するとか、何日か猶予期間を設けてから休校に入るとか、そのような選択肢も検討しなかったのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

教育長。

○教育長（羽賀義易君）

お答えします。

二月末の段階で、情報が本当に錯綜している状況でした。その段階、首相が要請した段階では、まだ県内で感染者が出たという事実は報道されておりましたが、あるところではもうPCR検査をしていて、陽性になるのは時間の問題だという情報もありました。結果としてその情報はその検査の結果陰性であり、大事には至らなかったんですが、その情報を受けて、二十七日の定例校長会でもしも発生者が出た場合にはどうしようかということを中心に時間をかけて各校長たちと打合せをしておりました。そんな状態での夜の首相からの要請があったものですから、町長の答弁にもありましたように、首相の要請を重く受け止め、事前の校長会で確認したことに沿って、二十二日からの休業に踏み切ったということでございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

全国どこでもいつその感染者が出てもおかしくない状況では確かにあったと思います。しかしながら、県内感染者がゼロの中での休校というのは、休校したことによる効果の検証ができないと私、思います。実際、様々な情報が錯綜していたとは思いますが、県内で感染者一人目が出たのは三月二十三日ですね。この日に一人目の陽性が確認されました。要はそこまでの間、私は貴重な一か月を失ったと、少なくとも三月の休校に関してはそのように思います。

先ほど阿部議員が質問されて、町長が受験生のことを答弁、課長もお答えになりましたが、私はね、入試が、三月十日に高校入試を控えている子供たちですよ。三月二日から休校だということを二月の二十八に最後の登校日に知らされているんですよ、もう来週から学校に行けないと。その後、学校で補習等、登校日を設けたと思いますが、二月二十八の時点で中三の受験生はどういうふうに配慮するというふうに、これ決まっていたか。

○議長（小野 稔君）

教育長。

○教育長（羽賀義易君）

先ほども申しましたけれども、二月二十七の校長会の段階で、臨時休業になる可能性が高いということを念頭に置きながら、そうなった場合にまずは児童生徒の授業の確保、学びの確保をどうするか、どれくらい時間数が必要なのか、と同時に、中学校三年生の進学、入試に向けてどのような状況になっているのかを細かく各校長から聴取しました。その結果、中学校三年生の履修内容については、もう既に終了していると。既に私立高校の入試が終了していますので。例年であれば、その段階で面接の練習を強化している時期であると。その面接に関してもそれぞれの学級担任、あるいは学校職員を挙げて生徒の不安を聞きながら、不安であれば出校日を設けるとかではなくて、その不安を訴えた子供を一人一人に対応していくというふうなことを聞きましたので、各学校にそれをお願いしたところです。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

二月二十八の最終登校日に登校した受験生、そしてその保護者は、自分たちは見捨てられた思いがすると。三月二日からの休校に入ってから、補習等、その行われたと思いますが、その連絡があるまで、そういう思いでいたということ私を聞きました。履修内容が終了しているからとか、私は点数を、入試の点数をその一週間で一点上げたい、二点上げたいという話をしているのではありません。やはり入試を控えて、子供ももちろん不安、保護者も不安、そのときにまるで投げ出されたかのような、そういう子供たち、保護者の思いをぜひ伝えなかったんです。このあたりから、休校、学校が一斉休校したあたりから飲食業への影響も出始めましたので、私はこの一斉休校の判断は非常に重いものであったというふうに認識しています。

今後またコロナの第二波、第三波が来ることも予想されていますけれども、その際、休校措置を取る場合の基準について、先ほど町で感染者が確認された場合は、休業措置を行う。それから弘前保健所管内において感染者が確認された場合は、総合的に勘案し、休業措置について判断する。弘前保健所管内といっても藤崎から遠いところもありますので、ここについては理解します。こういう基準があれば、心の準備ができると思うんですよ。三月の休校のようにいきなりではなくて、もしこういう状況になったら休校する可能性があるんだという心の準備ができると思います。

しかし、その後に国または県教育委員会から要請があった場合なども状況を総合的に判断し、決定する。ということは、弘前保健所管内とか、近隣市町村から出ていなくても藤崎からも感染者はいない。近隣からもいなくてもまた三月のように休校する可能性があるということですか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

答弁ではそのときの状況により総合的に判断して決定するということでありという答弁であります。議員おっしゃるように、前段の町内で感染症が発生した、それから保健所管内で発生した場合というのは、より具体的なことですが、そのときの全国の情報といたしますか、状況といたしますか、それから先ほど申しましたように、首相、あるいは教育委員会の要請のような重さで受け止めるかということで、総合的に判断したいということでしたので、以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

未知のコロナウイルスなので、様々なことがこれから解明されていくので、今現在では本当に分からないことだらけ

だと思いますが、休校の判断はぜひ慎重に行っていただきたいと思えます。

この間、先般、日本小児科学会での報告ですが、学校の一斉休校に関しては、感染防止効果は乏しい一方、子供の心身に及ぼすデメリットが大きいというふうに報告されています。ぜひ慎重にご検討していただきたいと思えます。

それでは、奨学金についてお聞きします。

新型コロナウイルス感染症で、今学生たちも非常に困難な、アルバイトができない、あるいは親からの仕送りが減っているなど、大変困難な状況になっています。中には退学を考えざるを得なくなっている学生もいるということが新聞報道等でも出ていますが、今回のこのコロナ対策で、奨学金の償還の猶予、再募集を検討しているというお話でしたが、そのことについてお聞きします。ただいま償還中の人は何人いて、その償還の猶予等については、再募集も含めて、今現在はどの程度まで検討されているのかお聞きします。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。

町の現在の奨学金の状況であります。町の奨学金は償還中が四十名であります。そして、石橋奨学金のほうは償還中が十六名であります。以上です。

それから、猶予、再募集についてどの程度現在検討しているかということですが、猶予につきましては、来月から、今年度中の償還全てに対して猶予をしようとしているところであります。

それから、再募集につきましては、奨学金ですので、一定の成績を修めている方が対象になりますが、来月一か月で再募集の受付をしようと考えているところであります。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

奨学金についてはそのようにすぐに動いて検討していただいているということは、大変評価いたします。

償還中の人はいもう社会に出ているわけですね。今現在、学生で貸与中、現役の学生は、貸与中の人はい何人いますか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

大学生が二名であります。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

ちょっと思ったよりも少ないんですけども、例えばあしなが育英会などは、今回のこのコロナによって生活が困窮している学生に生活支援金を給付する。一律一人十五万円というのを検討している。あるいは実施しているようですが、町としてはそのような今現在学生でいる奨学金をもらっているその学生を支援する。そのようなものは考えていますか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今定例会にいわゆる地方創生、コロナ対策に対する臨時交付金の第一次補正予算であります。これは皆さんがいろいろ

ろ勉強会やら資料等で大体こう知識として体の中に、あるいは頭の中に入れていて、そう思っています。国会では六月の十七が最終日でございますけれども、二次補正がどうやら見込みでございますけれども、六月十二日で予算成立するような見込みでございます。先般のいわゆる臨時議会、そして今定例会等に上げた交付金は大体一億円余りでございます。ただ、今審議している十二日予算成立見込みの国会については、その地方創生臨時交付金、いわゆるコロナ対策です。これが約二倍というお話で、都道府県、あるいは市町村全体で一兆円のもので二兆円であるというような今審議しているところでございます。ですから、それを見込みとすると、その補正予算がいわゆる十二日に可決予定、最終日十七というところでございますけれども、我が町には二億円余りのまた二次補正が交付金として歳入されてきます。その中で、いわゆる子供たち、あるいは老人、そして困っている大学生、あるいは様々な業種に対して、どういういわゆる救済策を、手を伸べられるか。今、百三十七名のいわゆる職員、そして臨職もひっくるめて、一人一人から意見を聴取しているところでもございます。できましたら、皆さんから今定例会中に審議する時間が議長の裁量でありましたら、またいろいろな意見を出していただいて、これも必要じゃないかとか、そういうお話を聞かせていただければと、そう思っています。

よって、五十嵐議員が今、現大学生で授業をしている生徒、学生にいわゆる救済策を講じるかという、前向きに検討していきます。以上であります。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

将来のある学生たちのためにぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

また、藤崎町の子供たちを支援するというのは石橋奨学金の創設者であります石橋富久さんの思いにも通じる、今こ

そ本当にその思いに応えるときだと思imasuので、ぜひご検討をいただきたいと思imasu。

最後に、小中学校の入学式の時間設定についてお聞きします。

小学校と中学校に同時に入学される。要するに小一と中一の兄弟、例年何組ぐらいいますか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

例年と申しますと詳細な数字は分かりませんが、昨年度は三、四組だったと聞いております。今年度は十二組であります。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

入学式の時間設定についての問合せと申しますか、苦情と申しますか、そのような問合せは教育委員会のほうにありますか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

私は去年から学務課に来ておりますが、この二年間で、一年半ほどで一件ありました。その内容は議員が懸念されているようですが、同時に出席できないということで、午前と午後に分けて入学式を実施できないものかということがありました。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

私が四年前、このことについて一般質問をしたときには、藤中学区、藤崎地区は午前、午後だったのが午前になったということで、そこにはその経緯があったようですが、午前、午後にしなくても、例えば常盤小学校のように時間を少し遅らせる。藤小と中央小は十時半ですけれども、常盤小学校は十時四十五分からです。この十五分があるだけで、私は全然違うと思うんですよ。要は、保護者が一人で中学校と小学校の入学式に行くということは、まず、小学校一年生を連れて中学校一年生の入学式に出るんですよ。その中学校が終われば、今度その小学校一年生の子と一緒に小学校に移動するという、この移動が非常にばたばたする。中学校の入学式の記念撮影にも写れずにばたばたと移動しなければならぬというこの状況を何とかしていただきたいと思います。

前回一般質問をしたときには、前教育長の武田教育長が、各学校と協議したいと考えているというふうに答弁していますが、その後どのように協議がなされたのかお聞きします。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。

その後、校長会、要は当然協議はしております。それから教育委員会の会議においても協議はしております。その時間の議員おっしゃるように、十五分ほどの差ではありますが、学校の入学式の行事の進行といたしますか、その兼ね合いもありますので、やむなしという結果でありました。以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

十五分遅らせることがそんなに大変だとは私には思えません。子育て支援、少子化対策、そういうことを言っているのであれば、ぜひこの両方に出席する親への配慮をしていただきたい。四年間で一分も変わっていないんですよ。これ全然税金かかりません。ぜひその配慮を見せてください。町長、お願いします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

本当に四年間で一分も変わっていないというのは非常に残念でございまして、教育行政は全て教育長はじめ教育委員会、各学校長にお任せしていますので、私の口からこうせいというお話はしませんけれども、両小学校、中学校の親御さんのいわゆる一生で一回しかない子供たちの晴れ姿のその入学式に、両方に出られるように最善の努力を新教育長がすると思いますので、何とか一年間見守っていただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

私は町会議員になって、毎年小中学校からの入学式の案内が来るんですけども、四年間ずっといつ時間が変わるんだろうと思って見ていました。今回は残念ながらコロナウイルスの感染症の影響で来賓は出席かなわなかったんですけども、来年案内が届くときにはぜひ時間が変わっていることをお願いして、私の再質問を終わります。

○議長（小野 稔君）

これで四番五十嵐 忍議員の一般質問は終了しました。

昼食のため休憩します。再開時刻は午後一時とします。

休 憩 午前十一時四十二分

〔再開前に事務局より、十一番横山哲英君が所用のため午後欠席する旨が報告される〕

再 開 午後 一時〇〇分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一番石澤貴幸議員に一般質問を許します。石澤議員。

〔一番 石澤貴幸君 登壇〕

○一番（石澤貴幸君）

皆様、お疲れさまでございます。

議席番号一、石澤貴幸でございます。

ただいま議長から登壇のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきますが、その前に、私も今日のコロナ禍に対し、一言発言を添えさせていただきます。

県内では非常事態宣言の解除後、新たな感染者の報告もなく、人々は政府の掲げる新しい生活様式を守りながら、徐々に生活を取り戻しているかのように見受けられます。しかしながら、またいつ感染危機が訪れるかも分からない不安から、以前のような生活を完全に取り戻すにはまだまだ時間がかかるようです。食料品や生活必需品は売上げ好調で

すが、このコロナ大不況下で引き起こされる影響は計り知れず、本当の困難はこれからといっても過言ではありません。政府の一次補正予算は緊急性が最優先でした。しかし、今、落ち着いて周りを見渡せる今だからこそ、二次、三次の補正予算に関しては、じっくりと町民の皆様役に役立つことを考えることができます。本当に必要としているものは何か、一番有効的なものは何か、私もこれまで以上に町民の皆様の願いや、意見を吸い上げ、提案していく所存でございます。真にコロナウイルスを克服したと言える日まで、皆さんとともに頑張っていきたいと思います。

それでは、通告に沿いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、小中学校でのコロナウイルス感染症対策についてです。

三月から断続的に一斉休校を強いられた子供たちであります。通常の夏休みなどと違い、外出はおろか友達との接触も自粛され、家に籠らざる得ない日が続きました。これが子供たちにとって非常に酷な時間であったことは実際、私の子供が物語っております。やはり子供たちにとっては健全ではありません。また、小中学校ともに、環境ががらりと変わる新入生においては、新しい生活に慣れる前に離れたことで、精神的な負担が生じてもおかしくはありません。現在、学校が再開されましたが、このような子供たちの精神的なケアは必要十分されていますでしょうか。不登校が増えているか、倦怠感はないのか、つまりは元気に再開できているのか、まずお聞きします。

次に、教育現場において、政府が掲げる三密を避ける新しい生活様式を守るには、プラスそれ以上の様々な工夫を交えながら、悪戦苦闘されていることと存じます。では、現在、子供たちの安全を守るために、学校ではどのような感染症対策がされていますでしょうか。お聞きします。

教育現場でのコロナ対策に関してもう一つお聞きします。

再三申し上げますが、今後いつまた感染危機に陥るか分かりません。そのたびに、休校措置をとっていたのでは都度学習の遅れが懸念されます。また、先生や友達との接触が長期に妨げられる状況は、子供たちにとって健全でないとい

うことは前述したとおりです。これらの両観点からも、はたまたそのほか登校を阻害する未曾有の事態に備えてもリモート授業という手段が世間では話題になっておりますが、これについてどのように考えていますでしょうか、お答え願います。

次に、福館富柳間の防雪柵設置工事について質問させていただきます。

いよいよ年次工事とはいえ、待望であったこの区間の防雪柵設置工事に着手されることは住民の皆様はもとより路線を利用する皆様にとっても大変喜ばしいことでございます。感謝の意に堪えません。私も昔配達でよくその通りを通っていました。冬、視界のない猛吹雪の中、両脇のポールを頼りに恐怖の中運転したのが思い出されます。解消に向けて防雪柵が安全に、また有効に機能することを願い、独自に現地を視察したところ、気づいた点を三つ質問いたします。

まず、計画されている防雪柵はどのようなものか、形式とその選定に至った根拠についてご説明願います。

次に、現場は現状決して広くはない道路であると認識しております。この設置工事によってより道路が狭くならないか懸念されますが、どうでしょうか、お答え願います。

最後となりますが、途中農業用水路に架かる橋があります。砂利道と相まって複雑な構造となっており、この部分はどうなるのか、設置されるのか疑問に思いました。お答え願います。

以上、壇上からの私の一般質問とさせていただきます。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

石澤貴幸議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、小中学校での新型コロナウイルス感染症対策についてのイの一斉休校による子供たちの精神ケアは十分であるかについてお答えいたします。

昨年度末から今年度にかけて、二度実施いたしました一斉臨時休業措置に関し、子供たちに与える精神的な影響について心配しておりましたが、休業中に開催した臨時校長会や再開後の校長会において、子供たちの状況を逐次確認し、特段不登校の児童生徒が増えているなどの報告もなく、安堵しているところであります。

臨時休業中、小中学校の先生方が家庭訪問などを行い、精神的なケアをしてくださったことに感謝するとともに、今後につきましても引き続き先生方と協力し、注意深く子供たちを見守ってまいりたいと考えております。

次に、ロの現在、学校ではどのような感染症対策がされているかについてであります。各小中学校においては、引き続き三密を避けるため、可能な限り小まめな換気を行うとともに、人との間隔を空けて活動することや体育や部活動などで支障がある場合を除き、極力マスクを着用するなどの対策を講じております。

また、手洗いや検温、風邪症状が見受けられる児童生徒や教師の自宅療養、また家族に風邪症状があった場合の出校及び出勤の中止など、これまで同様対策を講じております。

なお、部活動や学校施設利用における感染症対策につきましては、阿部議員への答弁と重複いたしますので省略させていただきます。

次に、ハのさらなる長期の感染危機に対し、リモート授業という手段は考えているかについてであります。新型コロナウイルス感染症につきましては、まだ解明されていない部分も多く、予断を許さない状況であり、リモート授業につきましても、今回を契機に、国や県の通達なども頻繁に示されており、校長会や教育委員会会議においても話題になっておりますが、学校と双方向でネット環境の整備が必要となってくることから、今後、必要となる機器や係る費用などについて情報収集を行い、新型コロナウイルス以外の災害時への対応も含め、導入に向けて前向きに検討してまいり

たいと考えております。

次に、福館富柳間の防雪柵設備設置工事についてのイの計画している防雪柵の形式と根拠についてお答えいたします。

現在、道路の吹雪障害を防止するために用いられている防雪柵は、吹き払い式と吹きだめ式防雪柵が主流となっておりますが、当該防雪柵の計画におきましては、視程障害対策、風速、地形条件、沿線の土地利用、設置費用などの諸条件において当該地に最も適している吹き払い方式を選定しております。

次に、ロの設置により道路が狭くならないかについてであります。当該計画では、現状の舗装部から約五十センチメートル離れた路肩付近に設置することとしており、現況より道路幅が狭くなることはないものと考えております。

次に、ハの農業用水路に架かる橋の部分は設置されるかについてであります。水路橋部分の施工につきましては、防雪柵の基礎設置による大規模な水路工事の実施及び特殊な防雪柵の製作を伴うことから、検討の結果、費用対効果の面から実施しないこととしたものであります。

以上、石澤議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより一番石澤貴幸議員に再質問を許します。一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

まずは学校再開に関して、不安がない再スタートが切れたことは何よりでございます。私は明德中学校の情報は逐一入ってきますが、そのほかについては心配しておりました。現場を維持する先生方の尽力に敬意を表するとともに、子供たちのたくましさを見習わなければいけないと感じました。一方で、阿部議員も触れていましたが、それぞれの分野での県大会以上の中止により、目標を失った子供たちが心配でなりません。常盤小学校のスクールバンド部や藤崎中学

校のバスケットボール部、明德中学校のバドミントン部などなど、全国を合い言葉に頑張っている子供たちにとって高校球児における甲子園しかり、喪失感は否めないと思います。ぜひこれからも注意深く見守ってくださいますようお願い申し上げます。これに対しての答弁は結構でございます。

では、一の口、現在学校ではどのような感染症対策がされているかについて再質問をさせていただきます。

答弁では、児童生徒、先生方についてのつまりは校内での一辺倒な対策に関するものでございました。しかし、学校には地域の方々や仕事上行動範囲が広い業者の方々も出入りするはずで、こういった来校者に対する対策はどのようにされているのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。

校内での対応と同様、入校時に、来校時に手指のアルコール消毒はもちろんのこと、また検温、それから今後のウイルス感染が拡大、発生が確認されたときの感染経路の把握のためにもいろいろと考え、業者、来校者の名簿も記入してもらっているところであります。以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

各校それぞれの対策がされているようですが、引き続き緊張感を持って対応してほしいと思います。

東京では、夜の町がやり玉に上げられていますが、学校こそ突然同じ状況下になってもおかしくないわけではござい

す。子供たちは症状が表れにくいとのことですが、無症状のまま家族や隣人に感染させるクラスターとなり得るわけですので、学校の崩壊は甚大な被害を及ぼす可能性があります。まず、学校を抑えることは非常に意味のあることですので、引き続きよろしく願いいたします。

では、ハのリモート授業について再質問をさせていただきます。

導入に向けて前向きに検討するとの力強い答弁は、期待以上でした。ICTの活用に積極的な姿勢は歓迎するところですが、今やPC端末は、鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。児童生徒に一人一台を実現させるGIGAスクール構想、リモート授業の実現にはこれが不可欠であることは容易に結びつくところではありますが、当町の計画ではこのGIGAスクール構想について、いつ頃どのようなコンピューターを予定していますでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。

当初の国のGIGAスクール構想のロードマップでは、今年度は小学校五年生、全て全体の三分の二の数ではありますが、今年度は小学校五年、六年生、中一の三分の二について、来年度は中二、三年、令和四年度は小三、四年、令和五年度には小一、二年について補助対象として令和五年度までに一人一台端末を実現させるとしておりました。

しかし、今回のコロナウイルスの感染拡大を受けて、国の補正予算により、一人一台端末を今年度中に整備する場合は、補助を前倒しし、支援するというアナウンスがありました。よって、さらに残り三分の一についても既に財源措置されているということですので、今後早急に担当の財政課とも協議しながら、今年度中の一人一台端末を実現させることを目指そうと思っております。

さらに、その端末については、コンピューターではなくタブレットを予定しております。以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

前倒しで端末が用意されるということは非常に歓迎されるところでございます。今、タブレットということの答弁がございました。タブレットということであれば、接続はW i - F i となります。子育て世帯の親御さんはもう大体はスマホを所持しており、家ではW i - F i 接続しているであろう状況かとは思われますが、全ての家庭で整っているとは思えません。ない家庭に機器のリースや購入のための補助といったことは考えていますでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

まず、W i - F i 環境であります。そのW i - F i ルーターの貸出しのオンライン授業に向けてW i - F i の持って歩くルーターの貸出しという例は盛んに示されるようになりました。私も自分で購入して経験したことがありますけれども、そのW i - F i ルーターのスピード、通信速度というのはその家に光ケーブルを引いているスピードよりはるかに劣る状況であります。ですから、今回のオンライン授業を受信するに当たり、これからのオンライン授業を実施するに当たり、W i - F i ルーターで事足りるか、快適な受信ができるか。あるいはそのW i - F i ルーターを貸し出すにしても、非常時、例えば何日か後に休業とするといった場合に、そのルーターをこれから手配して、契約するという状況になりますと間に合いません。

ですから、貸出しを前提にするのであれば、既に契約した状態で、町で保管する。あるいは学校で保管しておくとい

う状態になると思います。ということは非常時でない場合にも通信料の負担をしていなければならないということになります。Wi-Fiルーターの件については考えられる懸念される状況というのはそんなところがありますが、議員が質問されたとおり、現状では光ケーブルを引かずに、家族それぞれでスマホを持って、家族それぞれで契約して、さらにデータの容量無制限としていけば、あるいは五ギガ、六ギガ、あるいは十ギガで設定している。そのデータ量を超えた場合は一気に通信速度が落ちるということが考えられます。

ですから、先ほど申し上げましたように、オンライン授業を例えばスマホで受信した場合に、家庭のWi-Fiで受信した場合のデータの通信速度の制限を超えてしまうということも考えられます。一応その家庭のいわゆるWi-Fiの状況にも著しく左右されることになると思いますので、近いうちにもう原稿は用意しているんですが、家庭のWi-Fiのいわゆるインターネット環境の状況を調査しようと思っております。以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤貴幸議員。

○一番（石澤貴幸君）

この分野に関しては、私も詳しいほうだと自負しております。ですので、リモート授業の実現に向けてはハード、ソフト両面ともクリアしていかなければいけない問題がたくさんあることを想像できますし、簡単に事が運ばないのも理解しております。しかしながら、いずれ宿題や演習といった提出物が一部ペーパーレスになったり、教本や学習動画が配信されたりするといったICTを活用した未来を想像すると、この家庭での環境を整えることも不可欠となってくるわけでございます。前向きに検討されることを要望してこれら一の小中学校でのウイルス感染症対策についての再質問を終えます。

続いて、二の福館富柳間の防雪柵設置工事について再質問させていただきます。

イの防雪柵の形式についての答弁では、吹き払い式とのことでした。まず、確認したいのが、ここに想定される吹雪は津軽の定説である岩木山方向からの西風で間違いございませんでしょうか。つまり、道の西側に設置するということがよろしいでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

風の方角ということでお答えします。

調査の結果、西風、西北西の風という調査結果でございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

であれば、地をはうように東側に吹き飛ばされることになります。私が独自に視察した際、その東側にぽつんと作業所らしい建物がございました。この建物への支障が懸念されますが、何か対処はされるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

吹き払い式の防雪柵というのは、柵を風で受けて、その風を道路に流して雪を吹き飛ばすということでありまして、道路の端に積雪が多くなりますが、沿線にある建築物の前面に調査した結果広い水路があるということですので、主に

その水路に堆積すると思われます。また、積雪時にはこれまでどおり除雪作業を実施するため、影響は最小限にとどめることができるものと思っておりますが、その年の降雪状況によって変動があると思しますので、その際にはきめ細やかな対応をしていきたいなと思っております。以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

では、こちらの建物の利用者の方から苦情がないよう小まめなアテンドをよろしくお願いします。

では、口の設置により道路が狭くならない。口では設置により道路が狭くなることはないことが分かり安心いたしました。そもそも工事区間についての情報がありません。具体的な計画についてお聞きします。どこからどこまで設置されるのでしょうか。住宅から住宅まで、福館側の住宅から富柳側の住宅まで設置されるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

防雪柵の計画区間ですけれども、福館側は大和電設工業という会社がごぞいます。その駐車場付近から富柳側は住宅の手前にあります農道まで、約延長が四百二メートルを計画しております。以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

今のお話によりますと、富柳側はその住宅までには届かず、農道と、手前で切れる計画のようですが、住宅まで延伸できないものでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

議員指摘のとおり、農道までということをございまして、農道から富柳の住宅までの区間約二十メートルあるんですけども、その区間を調査しましたら、リンゴ園地があるということで、地形的に吹雪障害が少ないものと判断して、防雪柵の設置は不要としたものですが、今年度の冬期間の状況などを再調査いたしまして、再調査が必要と考えております。また、本事業は、社会資本総合整備交付金事業として実施するものでございまして、財源に限りがあるため、ほかの事業との兼ね合いもありますので、交付金の条件によって併せて判断したいと考えております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

再調査されるということをお聞きして、非常に次のハの再質問で弾みがつきました。

その前に、最後もう一つ確認したいんですが、この工事計画の区間の中で、富柳付近には、融雪溝が整備されている箇所がございます。ここも道幅が狭くならないようにこういった工法で工事されるのでしょうか。確認のためお願いします。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

富柳付近には、融雪溝がございます。融雪溝の区間においては、約五十六メートルほどあるんですけども、その区間については、融雪溝と民地との間に道路用地がございます。その道路用地の幅が二メートル以上ある用地でございますので、その未利用地に、その用地に設置する予定でございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

ありがとうございます。これで安心しました。つまりは道路は狭くならないということで確認をいただきました。

では、その弾みがついて臨むハの再質問でございますが、先ほど農業用水路に架かる橋の部分は設置されないとのことでしたが、よく防雪柵の切れ目には、吹きだまりができて、それこそ進行を妨げるほど危険な状況に遭遇したことがあります。突っ込むところでした。こういった危険性があります。この一部切れる区間は何メートルありますでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

計画の区間には、二本の水路がございます。その水路の開口部です。水路には防雪柵がつかないということで、その間空くのは六メートルと八メートルとなっております。水路の間にまた六メートルの防雪柵が設置されるという計画

になってございます。水路が二本ありまして、その中に六メートルの防雪柵が設置されると。四メートル、六メートル、八メートルの間が空くという状態でございます。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

では、その四メートル、四メートル、八メートル、三つに分けて寸断される、途切れるという理解でいいのか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

六メートルの部分が設置されないのが一つ、八メートルが一か所ですね。六メートルと八メートルが設置されません。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

では、この二か所途切れる区間、再三申し上げますが、やはり危険性を伴うということで、私、浪岡に至る、続く福島農道で採用されている冬期間砂利道を遮断してまで防雪柵をつなげているところがございます。そういう工法もございます。途切れる箇所があるということは全く望ましくないのです、先ほども再調査という言葉も出ていましたが、この辺をいま一度再検討できないのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。

議員の言われる農道への取付け部ですか、取付農道ですか、農道ならば、連続的に再設置は可能でございます。我々も除雪を経験して、防雪柵を設置しているものですから、やはり中が途切れるということはちょっと雪だまり等発生するときは危ないということは認識してございます。しかし、町長の答弁でもございましたけれども、技術的には可能でございます。要は水路の中に基礎を入れるのは可能でございますけれども、そのときの地形とか、ここは用水路の関係でございますので、そういうのとか、コストの面、金が非常にかかります。そのようなことを総合的に検討、判断した結果、施工を断念したものでございまして、ただ、断念してつけない代わりに、そのために道路の交通の確保を必ずしなければならぬということで、その対策として、道路パトロールを強化して、機械除雪への早期対応を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

一番石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

検討、再検討していただけないということで、その利便性を向上させるための構造物が逆に危険箇所を生み出さないようそれでは、パトロール、そのリスクをないようにアンテナ張って、管理のほどをよろしく願いいたします。

また、再度質問するかもしれません。では、地域の声を第一にまた質問させてもらうかもしれませんので、そのときはよろしく願いします。

以上で私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野 稔君）

これで一番石澤貴幸議員の一般質問は終了いたしました。

換気及び消毒のために一時四十五分まで休憩します。

休 憩 午後一時三十五分

再 開 午後一時四十五分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、五番奈良完治議員に一般質問を許します。五番奈良完治議員。

〔五番 奈良完治君 登壇〕

○五番（奈良完治君）

ご苦労さまです。議席番号五番奈良完治です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和二年第二回定例会での町政に対する一般質問をさせていただきます。

前回、第一回定例会の一般質問で、登壇時に政府に対し、新型コロナウイルス感染症のこれ以上の拡散、拡大の防止と治療薬の早急な研究開発をお願いしたことを思い出しています。治療薬、そしてワクチンの開発には、それ相当の時間がかかることは素人の私でも理解できます。しかし、感染防止については、一月の発生以来、六月二日現在でダイヤモンドプリンセス、そして修理のため長崎に入港しているクルーズ船を除き、感染確認が一万六千九百三名、死者九百人に達しています。世界的に見れば感染者数、死者数も奇妙に少ないように感じているのは私だけではないと思ってい

ます。諸外国の指摘のとおり、PCR検査などの全体数の少なさ、つまり検査体制の不備、医療体制の不備、隔離体制の不備など、政府の取っている方策に不信感を持っているのは私だけではないはずです。

六月二日の新聞報道によれば、県内コロナ入院ゼロにという記事がありました。政府による全国緊急事態宣言発令後、第一波の感染拡大は抑えられているように思いますが、これから第二波、第三波の感染に備える意味、また、第一波の際は二十七人の県内感染者が発生しましたが、当町は感染者がゼロでした。しかし、徐々に人と人と、また経済交流が進むにつれて、いつでも私自身も含めて当町から発生することも考えられます。国、県の行政範囲でもあり、町に質問をすることはお門違いの面もあるかと思いますが、町民の生命と財産を守るための質問ですので、ご容赦をお願いいたします。

まず、初めに、どこの官庁が責任を持って感染症対策に当たるかです。何か問題があったときに、もしくはふだんの社会生活の中でもまず計画を立て、実施してみて検証をし、問題点などを処理、措置し、また、計画を立て、同じサイクルで改善、目標を達成していくPDCAサイクル、この一連の作業を、責任を持ってやっていく官公庁はどこなのか。

また、PCR検査などを見ても、国が主体なのか、都道府県なのか、市町村なのか、はっきりとした体制が分かりにくいと思います。当初、検査申請と実施は保健所、病院の手配、自宅待機なども保健所の指導のようでしたが、これは厚労省の指示によるものなのか、そもそも保健所が都道府県の機関であるのであれば、別な方法も取れるように思いますが、厚労省の指示どおりで独自性は認められていないのか。

そして三つ目に、弘前保健所の組織構図と人員の割当てをお尋ねいたします。

次に、対応する医療機関についてお尋ねします。

東京都など、大都市周辺では、医療機関の崩壊が危惧されました。幸い大事には至っていないようですが、まだまだ油断できない状況です。そこで、県内で新型コロナウイルス感染症に対応できる病院数と対応している病院数、また当

町で発生した場合、弘前圏域の病院に隔離、治療する病院はどのくらいあるのか。

また、行財政改革の中で、大規模な病院も無駄を省き、ぎりぎりの線で医療器具、人員を備えていると思うが、町として今の感染症に対応している病院の機器の増設、職員の増員などの情報は入手しているものなのか。

また、PCR検査などの拡充を弘前圏域の中で協議しているものなのかをお尋ねします。

終わりに、町民に対する経済対策、支援対策についてお尋ねします。

今全国では、新型コロナウイルス感染症の影響で、製造業、卸、小売業、運輸、宿泊、飲食、サービス業が売上げ減の大打撃を受けています。当町での業種別、そして被害状況はどのように把握しているのか。

また、雇用不安から住宅新築などのキャンセルも報告されていますが、当町の若者移住すまいづくり補助事業に影響は出ていないのかをお尋ねします。

三つ目に、新型コロナウイルス感染症の影響で離職、アルバイトできない人たちに援助など、雇用の便宜も必要ではないでしょうか。また、弘前市で実施している休職者など、農業マッチング緊急支援事業のような賃金の半額補助も検討してみてもいかがでしょうか。

四つ目に、さらなる国の補正があるようですが、第二波、第三波に備え、町の中核病院に人工呼吸器などの提供、職員への防護服など、装備も提供すべきと思うが、町としては医療機関への助成などをどのように考えているのかをお尋ねします。

終わりに、新型コロナウイルスと向き合いながら、地域の経済を回転させ、町民の生活を守っていくためにも、さらなる国の補正がある場合、商品券の配布、より多くのプレミアムのついた商品券、そして一番実効性のある現金支給などを検討してはいかがでしょうか。

また、今回の事態を踏まえて、国の二次補正があった場合には、児童生徒のために、ぜひネット授業に備えて、タブ

レット導入をお願いいたしまして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

奈良議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてのイの対応する責任官庁についての今の感染症対策に対する計画、実施、検証、処置のPDCAサイクル一連の責任はどこで受け持っているのかについてお答えいたします。

今回の新型コロナウイルス感染症対策につきましては、今年の三月の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、国・都道府県・市町村が、特措法に基づくそれぞれの行動計画にのっとって対策を講じているものであり、一連の責任については、法並びに各計画に定められた事項をそれぞれの責務において受け持つべきものと考えております。

次に、保健所の職員は都道府県の職員と思われませんが、管轄は厚生労働省にあると思われまして。それで、独自性は保たれているのかについてであります。保健所は、地域保健法に基づき、都道府県や中核市などに設置が義務づけられた機関であり、県内では、県の機関が圏域ごとに六か所、中核市である青森市と八戸市にそれぞれ一か所ずつ設置されており、県の保健所には県職員、中核市の保健所においては、市職員が配置されております。

また、保健所の国における所管は厚生労働省となっておりますが、所掌業務は設置主体である地方自治体が担っており、感染症対策などの予防業務、または市町村の健康づくりや母子健康などの地域保健独自の性質を有していることから、設置主体の独自性は保たれているものと認識しております。

次に、弘前保健所の組織構図と人員割当てはどのようになっているのかについてであります。弘前保健所の令和二

年度の組織につきましては、医務・薬務及び感染症を担当する指導予防課に十四名、環境・食品衛生業務を担当する生活衛生課に九名、健康づくりや母子保健業務を担当する健康増進課に十七名配置されており、医師である所長などを含め総勢四十二名で管内八市町村の地域保健行政を担当しているものであります。

次に、口の対応する医療機関についての県内に対応でき得る病院、また、対応している病院はどのくらいあるのか。弘前圏域ではどのくらいあるのかについてであります。新型コロナウイルス感染症に対応する医療機関につきましては、感染の疑いがある住民からの相談を帰国者・接触者相談センターである管内保健所が受け、必要に応じ、帰国者・接触者外来の受診調整を行い、保健所職員が検体を県環境保健センターに搬送し、陽性反応が出た場合感染症指定医療機関に措置することとされております。

しかしながら、対応する医療機関につきましては、患者が殺到するなどの混乱を招くおそれがあることから、公表はされておらず、県内もしくは管内にどの程度あるかにつきましては、把握できないものとなっております。

次に、行政改革、財政改革の中で、大規模な病院も無駄を省きぎりぎりの線で医療機器、人員をそろえていると思うが、町として増設、増員等の情報は入手しているのかについてであります。現在、町といたしましては、直営診療施設を設置していないことから、直接的に医療機器の増設や人員増員等を行うものではありませんが、国の第二次補正におきましては、医療提供体制の確保対策が盛り込まれており、医療機器や医療従事者への支援が講じられるものと考えております。

次に、PCR検査等の拡充を弘前圏域の中で協議しているのかについてであります。これまで県内においてPCR検査ができる機関は、県環境保健センター一か所のみとなっております。感染が蔓延した場合を想定した場合、検査体制の拡充は当然必要なものであると考えておりますが、これまでこの件に関して圏域での協議は行われていないところであります。

なお、六月一日より八戸市医師会が検査センターを開設したとの報道もありましたが、弘前市医師会においてもPCR検査に特化した地域外来検査センターを弘前市内に設置するための準備を進めている旨の情報もあり、感染症への対策として町といたしましても管内の設置に期待しているところであります。

次に、ハの町民に対する経済対策、支援対策についての大打撃を受けている製造業、卸業、小売業、運輸、宿泊、飲食サービス業の当町における現状把握はしているのかについてであります。当町におきましても全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大による不要不急の外出の自粛、感染拡大防止のための県の休業要請などを受け、ほぼ全ての業種において消費の低迷や流通の停滞などによる経済的な影響を受けているものと考えております。

その中でも飲食業者は特に大きな影響を受けており、そのほか、サービス業や運輸業、建設業などにおいても大きな影響を受けている状況となっております。このような状況から、現在、飲食業者緊急対策支援金の給付を行うとともに、新型コロナウイルス感染症対策持続化給付金事業、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止協力金事業を併せて実施し、町の地域経済の維持、回復に努めているところであります。

しかしながら、緊急事態措置の解除に相当な期間を要したことによる町全体への経済的な損失は想像以上に大きく、さらに様々な業種においても広く支援を行う必要が生じたことから、先ほどの阿部議員への答弁でも申しましたとおり、国の交付金を活用した中小事業者経済対策支援金の給付を実施したいと考えております。

また、今後につきましても、町内事業者の事業継続や地域経済の回復のため、国、県とも連携しながら、新型コロナウイルス対応事業を展開してまいりたいと考えております。

次に、雇用不安から住宅新築等のキャンセルも見受けられるが、若者移住すまいづくり補助事業に影響はないかについてであります。本事業は、事業開始から四年目でありましたが、過去三年間の申請状況と比較した場合、四月と五月の申請合計件数の平均三・三件に対し、今年度同月の合計申請件数が二件であることから、現在のところ大きな影響は

ないものの多少は影響があるものと確信しております。

なお、新型コロナウイルスの影響を受ける可能性を踏まえ、今後の経済状況には注視してまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスの影響で離職、アルバイトできない人たちに援農等、雇用便宜も必要ではないか。また、半額補助も検討してはについてであります。五月十四日の本県を含む三十九県の緊急事態宣言の解除及び同月二十五日の全面解除により、様々な業種で経済活動が再開されているところであります。いまだに予断を許さない状況となっております。

ご質問の町の雇用支援につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る雇用不安などを考慮し、離職者等を雇用した農家に対する賃金の一部を助成するための取組について検討してまいりたいと考えております。

次に、さらなる国の補正があるようですが、医療機関への人工呼吸器等の提供、職員の防護服等装備援助をすべきではないかについてであります。五月末に閣議決定されました第二次補正予算においてウイルスの長期戦を闘い抜くための医療・福祉の提供体制の確保のため、緊急包括支援交付金の抜本的な拡充により医療提供整備等の推進を盛り込んでおりますことから、予算成立後、医療機関に対し、医療機器や防護服などの公的な支援があるものと考えております。

次に、ウイルスと向き合いながら地域の経済を回転させ、町民の生活を守っていくためにもさらなる国の補正の場合は、プレミアム付商品券、現金支給等実効性のある対策をすべきではないか。また、小中学校にはぜひネット授業に備えてタブレットを導入すべきではないかについてであります。まず。前段のご質問につきまして、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大による消費の低迷が続いていることから、消費者の購買意欲を喚起・促進し、消費拡大による地域経済と地元商工業の振興・活性化を図ることを目的に、町ではプレミアム付商品券の発行を予定しております。

事業の内容といたしましては、町内の店舗で利用できる一冊一万三千円の商品券を一万円で発行するプレミアム率三〇%の商品券を五千セット、また、町内の飲食店で利用できる一冊七千円の商品券を五千円で発行するプレミアム率四〇%の商品券を一千セット販売することとしております。

次に、小中学校へのタブレットの導入につきまして、国では令和五年度までに小中学校において児童生徒一人に対し一台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想を掲げ、昨年十二月に係る補正予算を閣議決定したところであります。

当町におきましては、三月の定例会において当該ネットワーク環境整備等の予算が可決され、今年度は端末整備に向け準備を進めているところであります。

しかし、端末の整備は、あくまでも学校での授業を想定したものであるため、ネット授業につきましては、より一層の情報収集を図りつつ、前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、奈良議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより五番奈良完治議員に再質問を許します。五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

この問題については、さっきも登壇で言ったんですけれども、主に国、県の行政範囲でもあり、町に質問することはお門違いの面があると思いますけれども、情報があまりにも少な過ぎるという中で、やっぱり町民の皆さんにもいろいろなことを知らせる意味ということで質問をさせていただくことをご容赦お願いします。

特措法第十五条、症状の程度が季節性インフルエンザ以下と認められる場合を除き、内閣総理大臣は政府対策本部を

設置する。特措法第二十二條、政府対策本部が設置されたときは、併せて都道府県の対策本部も設置しなければならない。特措法第三十二條、政府対策本部長内閣総理大臣は、期間、区域を区切って、緊急事態が発生した旨を公示し、国会に報告する。特措法第二十條、対策の総合調整は政府対策本部長が行う。対策とは、検疫のための係留施設の使用、医療関係者への医療の実施の要請など、不要不急の外出の自粛要請、学校、それから興行場などの使用制限の要請、その他特定物資の売渡しの要請など、新型ウイルス蔓延防止医療の確保、国民生活の安定を図ることを対策というふうに特措法ではうたっています。以上のことから、やっぱり私としては、このPDCAのサイクルで責任を持って対処して当たっていくのは、やっぱり時の政府のように思うんですけども、言いにくいでしょうけれども、福祉課長、何とか答弁をお願いします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

今議員から特措法の様々な条項についてお話がございました。そこで、そのいわゆる責務、責任ということのご質問でございますけれども、特措法に規定された内容、それから国、県、市町村、それぞれにおいて策定した行動計画、これに基づいてそれぞれが対応するというところで、それぞれの計画については、議員もおっしゃるとおりPDCAサイクル、当然のごとく、これまでのいわゆる実績を踏まえ、検証し、分析して、次につなげるということは当然のことであろうかと思えます。町としても行動計画、平成二十六年ではございましたが、そのときに策定したものを今回の特措法の三月の改正によって、コロナウイルスの新型インフルエンザに登録といいますか、対象とするというふうなものを受けて、三か月余り実施してまいりましたが、小康期と言えるかどうか、今少なからず落ち着いている中で、次への対

応、対策というものを当然考えていくわけですが、今ある計画がこれでよかったのか、今後もこのままでいいのかというふうな分析、検証、それは町としましても現在もまだ対策本部も継続して設置してございます。そういう中でP D C Aサイクルというふうなもののような検証、そして次につなげるというものは考えていかなければいけないというふうな認識は持っております。

いずれにしましても、ご質問の責務という点に関しましては、法で定められたもの、それぞれが何々をしなければならぬ。これについてはどこがやるという以上、それぞれの責任を持つべきところでありますので、それぞれがそれぞれの法にのっとり、また計画にのっとり対応すべきというふうに認識しているものでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

確かにそのとおりだとは思いますが。ただ、さっきも言ったんですけれども、それこそ新聞、それからワイドショーなんかでしかいろいろな情報が入ってこないんですけれども、その中で、一番私がこの質問で単純に言いたかったことは、四月十日に東奥日報に日本人の六割が政府の対応に不満という記事がありました。この新型コロナウイルス感染拡大に、自国政府はうまく対処していると思うかの質問に、思わない、全く思わないと答えた日本人は六二%だそうです。これは調査したのは先進国、その辺の中で二十九か国中二十八位だそうです。ちなみに一位オーストラリア、八八%の国民が自国政府の対応に満足している。二位はインドが八三%、このように自国の政府がやっていることに対して自国民が満足しているというふうな対応を報道されているわけですね。私は、これがだから情報力、情報とか、ちゃんとしたことを教えていかない。つまりP C Rの検査方法、医療機関への資料、情報不足、そして後から分かったんですけれども、主体はやっぱり都道府県なんです。この辺の流れが分からないから日本の国民は六二%にも上る政府の対応に

不平不満というのがあると思うんですけれども、福祉課長、これもちょっと言いにくいかもしれませんが、どう思います。情報公開とか、もう少し国なり、どこかがもう少し教えたほうがいいんじゃないかと思うんですけれどもね。どう思います。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

国の対応策についてどうのこうの述べる気持ちは毛頭ございませんけれども、まず、私は一点だけ言うとなると、措置法が一月の下旬にいわゆる厚生労働省、もちろん大臣を中心に、そこでいろいろな議論をなされたんですよ。そこで判断して、いわゆる国に緊急事態を宣言して、そのときに制圧までいかないけれども、国民に情報を提供してこれは大変なことになる。増えていく感染症だということをいち早くやったならば、一万七千人も私は感染しなかつたらうと。確かに国際的に申し述べれば、PCR検査の件数も検体も他国から見ると非常に少なかった経緯もございます。今反省するものは国、そして都道府県、市町村もひっくるめて、おのおのやっぱり次に向けて、第二次感染、あるいは第三次感染、あるいは自然災害もひっくるめて、全ての災害等においてはPDCAサイクルをきちんとやって、次の対応を講じていくというのが我々の責務だとそう思っております。

隣の台湾の国、蔡さんが女性であります。ですからうまく制圧したかということそうでもなくて、あそこには三十代のITに進んだ厚生労働大臣がばんばん蔡さんに進言して、いわゆる感染者も少なく、いわゆる死亡者も少なかったということで非常に評価されているところでもございます。いろいろ考え方はあろうかと思っておりますけれども、人類のいわゆる危機としまして、今回のコロナ対策で様々な教訓をして、今後の自然災害、あるいは感染症対策に備えるべく努力は、国、都道府県が講ずるべきだと、そして市町村もひっくるめて、そう思っているところでございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

これからの質問が非常にやりづらくなるような、確かにそのとおり、今は町長のほうから結論と言えば変ですけども、出てしまったんですけども、別に私批判しているんじゃないくて、例えば（二）の保健所の職員云々とあるんですけども、これ私の質問の書き方も悪かったです。私が尋ねたかったのは、新型ウイルスの対応についての保健所の動きであって、ふだんの保健所の独自性とか云々くんぬんじゃないくて、緊急事態の中でのその一つの保健所が例えば保健所がそのPCR検査の手配、病院の手配、検査機関の手配、それから宿泊施設とか、いろいろなものを全てのことを保健所はやっていたわけですよ。その中で、自分たちがキャリーオーバーで、もうそれができなくなってしまっているということは、自分たち自身が分かっていたわけですよ。つまり厚生労働省サイドでは、一日一万五千から二万件、PCR検査できますよと言っているのに、さあ実質全国でどんきできたと言えば五千とか、実質の数とまるっきり違うわけですよ。それは保健所のほうから恐らくどこかに訴えているはずですよ。もう保健所だっぴりぎりの職員の中でやっているのですよね。それを今度今になって、医師によるPCR検査とか、ドライブスルー方式とか、じゃあ誰が責任を持って、保健所がそれをまた全部管理していくのかという、そういう問題が出るんですけども、私が言いたいののは、保健所自身がもう少しもっと前に独立性とか出して、もしくはSOSのサインを出して何というんだ、あのもっともっといい方向とか、改善の方向に持っていけなかった自主性がなかったのかなということをお尋ねしたんですけども、課長、よろしくお願いします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

保健所のまず組織といいますか、構造的な話で、県の健康福祉部の出先機関になっています。今のPCR検査、あるいは軽症者のホテルの宿泊というふうな部分に関するところについては、保健衛生課というふうなところが対応をする。その辺が連携を取りながらというふうな形で進めているものでございます。

ちなみに今の数的なものを少し申し上げれば、弘前保健所管内に寄せられた相談件数二千三百というものが出てございます。県内一千五百のうち、弘前保健所管内が二千三百というふうなものもでございます。そして相談を受ければ、そこから状況をお聞きした上で、帰国者・接触者外来につなぎ、あるいは検査の状況によっては検体を県の保健衛生センターのほうに運ぶと。そして陽性反応が出た場合には、次の感染者医療施設に送致、入院勧告というふうな流れ、これらを保健所が担っているところであります。実際のところ、どれだけ忙しかったのかというのは、私も見てもおりませんし、詳しいところは聞いてはございません。ただ、保健所に先般聞いた、確認したところ、三月からは県の看護協会から、看護師と保健師の二名を応援に来ていただいていたというふうなことは聞いております。いわゆる先ほど答弁申し上げました四十二名の職員では対応し切れなくて、ほかからも応援をとというふうな形で対応してきた。そういう意味では保健所は大変な苦勞をされたんだらうというふうには思っておりますが、その中身が果たしてこれでどうだったのかということに関しましては、先ほどの答弁と同じく、これまでの三か月、四か月間の実績を分析、検証し、第二波、第三波、あるいは新たな感染症というものも起こり得る可能性というのも十分あるわけですし、そういうふうな状況に対応する今回の経験を次に生かすという意味では、保健所も当然考えているであろうし、県としても、いわゆる危機対策、危機管理という部署が対策本部を設置して、まとめ役となってこの対応に当たっているようであります。

まだまだ続くであろうこのコロナウイルス対策の今の感染症対策の部分については、保健衛生課という先ほど申しま

した課に、さらに県内の出先保健所、あるいは福祉事務所、それから健康福祉部内のほかの課からも動員をして、二十名ほどだというふうに聞いていますが、これから対応に当たっていくというふうな組織的な分も既に見直ししている部分もあるようでございます。

いずれにしても保健所が今回どうだったのか、そして今後どうあるべきなのかというところは県で当然考えているものと思っておりますし、我々も連携を図りながら、町民の感染症防止対策というものを保健所と連携を取りながら進めていくという部分では、しっかりとした保健所、県としての対応をしていただきたいというふうに願っているものでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

今回の異常事態の中で、恐らく保健所もその中でマニュアル化、そのように当然進めたんだらうなどは思います。というのは、やっぱりうちらでも感染すればもうとにかく自分で行くんじゃなくて、保健所支援センターみたいなところに連絡して、それからのまた流れという形になりますので、そのように脇のほうから応援もらったり、そして中のほうで対応するというのを聞いて、安心しました。

それこそ先ほど町長の答弁の中で、対応している病院、そして設備の状況、人数全てが国、県任せ、何もそういう情報はないという話ですけれども、ちょっと待ってください。最後まで。知らせてもくれないと理解してよろしいんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

医療機関、先ほど来申し上げております帰国者・接触者外来、あるいは感染症医療施設というものは、それぞれの保健所管内で決められてあります。ただ、それは公表できないということなのですが、この弘前保健所管内でも、津軽地域新型インフルエンザ対策協議会という組織がございます。事務局が弘前保健所で、メンバーとしては、各市町村の保健衛生担当課長と管内の医療施設の代表者、大学病院ですとか、国立病院ですとか、弘前市立、健生病院さん、いろいろな医療機関の代表者もメンバーになって、年に一回インフルエンザ対策の協議をする会議がございます。その席に私も出席しておりますが、その会議にはそれぞれの今申し上げました帰国者・接触者外来、あるいは感染症医療施設のいわゆる名簿といいますかリストは示されております。極秘情報ですということで、我々は行政の側として把握は、情報としては持つてはございます。ただ、保健所から、県のほうからこれは必ず公表してはいけません。極秘ですというふうなことでありますので、答弁は差し控えさせていただきたいということでございます。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

その守秘義務が聞きたかっただけでした。やっぱり絶対ね、これは言っちゃいけないという約束事なので、嚴重に守秘義務ということであれば、それはそれで理解します。とにかく町民が、例えば私がそれこそそうなった場合でもちゃんと対応できる体制はちゃんと見ていますということで理解します。

あと、特措法の二十条の後半に相互調整は政府対策本部長が行うが、その実権は都道府県の対策本部長、つまり知事が実施とあるんです。県は各市町村に声をもっともっと県はこの間市町村会の会長と町村会の会長さんが県と一回目

の会合を持ったというのが昨日のたしか新聞に載っていたんですけれども、もっともっとうやっぱし市町村の声ももっともっとう県は聞くべきだと思うんですよね。それから弘前保健所のこの責任、仕事の軽減を図るため、各市町村ももう少しどうしたら保健所の仕事の軽減とか、どうしたらもっと効率よくやっていけるとか、もっともっとう少し協議しても私はいいと思うんですけれども、何かみんな個々にぼんぼんってやっているようなふうに見えるんですけれども、その辺、課長、どう思います。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

私も今回のコロナウイルス感染症対策に関わってきた中で、いわゆる対県、特に保健所、私の管轄としては保健所でありましたが、正直不満だったり、疑問だったりという点は多々ございました。理事者のほうにもそれは伝え、改めて保健所のほうに意見を申し述べたりしたこともございました。具体的な内容といたしましては、県が我々に伝える情報として、管内、管内ということで盛んに管内を強調して言われます。ところが、例えば一つ注意喚起と、これ一番最初二月の段階でありましたけれども「各市町村において、町民に対して注意喚起をしてください」というふうなある意味要請、お願いがございました。それ、先ほど言ったそのインフルエンザの協議会という場所であったんですけれども、そこで私、保健所のほうでそういうふうに言うのであれば、管内統一した情報を流すべきではないかと。その情報についても保健所がこういうものには気をつけましょう。こういうことはいけません。そういうふうなものをまとめたものを各市町村に配信してくれれば、それを各町民、市民に配布すると。そういうふうな形を取れないものかというふうな要望をしたら「いや、忙しくてできません」と。ほかにも例えば相談についても、いわゆる熱が何度ある。こういう状

況ですという相談に対しても、なかなか本人が思うような結果に結びつかなかった相談だったり、あるいは情報伝達、なかなか我々の現場とはそぐわないといいますか、かみ合わない部分が多々あったということ。ちょっと範囲を超えるかもしれませんが、教育の部分でも学校の休業というものも市町村任せと。県は県立だけを話しして、市町村立はあなた方で考えてくださいというふうな対応でありました。対県の話です。

管内、管内というも、例えば藤崎町、管内一番遠いところ、例えば目屋にしても、管内同じにしましょうかといったところ、隣の浪岡でもし何かがあったときに、管内ではないから対応が違う。いや、目屋よりも浪岡のほうが絶対近いでしょうと。そういうふうな対応というものを県と市町村の連携不足というふうな部分は強く感じたところでありまして、今後機会あるごとにその辺のお願いといいますか、連携を図りながら進めるべきではないかというふうな意見を申し述べていきたいというふうには考えております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

ありがとうございます。本当にずっとこう一月から見ていると何かちぐはぐというか、そういう感じを受けている。それが多分支持しない六二%につながっていると思うんですよね。ぜひ何とかもう少し中心になって、まとまってもっともって効率的なこの方策を取っていただきますようお願いします。

あともう一つ単純で大変申し訳ないんですけども、これPCR検査は有料か無料か、有料であれば、国保の保険が利くのか、またどのくらいのお金なのか。また、入院加療をした場合、自宅待機ではなくホテル、施設待機の場合も保険適用なのか、幾らぐらいかかるのかをお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（久保田 整君）

お答えいたします。

まず、PCR検査でございます。費用としては一万五千円から二万円程度というふうに言われております。保険適用になったということで、つまりは国保であれば、七割は保険で、三割は自己負担、ただ、この自己負担の部分は公費が対応します。公費で賄います。つまりは無料です。そして、陽性反応が出て、その前に、接触者外来に受診して、PCR検査を受けるということになった場合、検査料は先ほど言ったように三割分、本人負担の部分は公費で賄います。ただ、初診料とか、診察した部分に関してはご本人の負担です。それから、陽性反応が出ました。入院勧告され、入院を措置されることになると。措置ということは、自治体が責任を持って対応することですので、ご本人の入院費用などはかかりません。そして、軽症者の場合、青森県でも一か所、青森市内のホテルが軽症者を受け入れますというふうなことで確保したところがございます。そこに宿泊する際の費用も公費負担ということになっております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

いろいろ本当に初めて分かったことがありますし、ほとんど経費がかからないということも今初めて知りました。何とか第二波、第三波がもし来ても対応できるだけの体制づくりをよろしくお願いします。

次に、ハの町民に対する経済対策、支援対策についてちょっと簡単にお尋ねします。

（一）の国の新型コロナウイルス感染症対策持続化給付金事業、売上げが前年の同月比半減事業者に法人二百万円、個人百

万円を支給、町の新型コロナウイルス感染症対応地域経済対策事業、国による持続化給付金を受けて、不足する額に対して、法人二十万円、個人十万円、ここで法人二百二十万円、個人百万円という金額が出てくるわけです。これに県の休業要請に応じた事業所などに法人三十万円、個人二十万円、町の新型ウイルス感染症感染拡大防止協力金、県の休業要請協力した事業者で五万円ずつということになると、これ全部をもし満額でもらえれば、法人で二百五十五万円、個人で百三十五万円、この金額は今現在の町内事業者の支援金額として理解してよろしいのかと、事業の大小、時節柄何かとこういろいろ違うと思うんですけれども、事業者側の声はどのようなものなのかをお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

経営戦略課長。

○経営戦略課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

まず、前段の給付金の関係ですが、法人が二百五十五万円プラス町のほうで飲食業とか、今六月補正にのせてございます中小事業者の支援金、これは二十万円プラスになります。あと、個人に関しては、飲食のほうは二十万円、中小の事業主については六月補正の十万円が加算になる見込みとなっております。

それから、事業者の反応ということでございますが、支援金を受けた場合の反応ということでよろしいですか。（「総体の中でいいですよ。例えば使いづらいとか使いやすいとか、支援金を受けてありがたいとか、ありがたくないとか、そういうふうなもので結構です」の声あり）承知しました。全ての方々のお声を聞くことはちょっとかないませんけれども、相談を受けまして、支給を受けておられる業者の中には、大変ありがたいとの言葉をいただくこともありますが、先ほどの阿部議員の質問でもお答えしましたが、依然、申込みの少ない事業もございまして、今後は少しでも多くの方に利用していただけるよう、今後も努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

ぜひお願いします。

ちょっと質問も飛ぶんですけども、私、JAつがる弘前から資料をもらったりして、五月の二十九日現在、求人数六十九名に対して登録者数が五十一名、そんなに多くない、正直な話です。このうちマッチングして成立が二十六名、そのうちコロナ関連で市から紹介された二十三名、全体数は本当に多くないです。これが弘前のこの間、私が半額補助とか言ったやつの給付の事業内容です、今現在の。そのほか先日農政課からも資料を頂いたんですけども、藤崎町農作業従事者無料紹介所ということも確認させていただきました。この要綱を生かして少しでも新型コロナウイルス対策の救援事業の一つにしてはいかがというふうにもう一回再検討をお願いするのと、冬期間の除排雪の際にも検討しては、建設課のほうからも幾らかでもこのコロナ対策のために雇入れをするような方策とか考えているものかをお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

奈良議員、まずはどこからどこの課に、まず最初。

○五番（奈良完治君）

農政課に強く、さっきの私が登壇でしゃべったやつを、要望を強くお願いするのと同じようなことを建設課でも考えていただけるかどうかを建設課にお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

まずは、両方から、まずは、農政課長のほうから。

○農政課長農委事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

今後の状況及び近隣の市町村の情報を得ながら、支援対策を講じてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

建設課における除雪作業ということですが、除雪と言えれば危険も大変伴います。建設課では毎年季節雇用として重機の運転手を雇用して、最優先に雇用しております。コロナ対策として、臨時雇用ということを考えますと、やはり専門性がありますので、それに作業と言えればちょっと危険が伴いますので、ちょっとその点は、考えてはございません。しかし、建設業界における臨時雇用とか、そういうのは新聞で見ると、行っているようですので、雇用の支援対策として、実施可能か、これに結びつくのかどうか分かりませんが、今後建設業界の意見を聞きながらちょっと検討の余地があるのではないかと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

いろいろ本当に言いにくいことを聞き出して申し訳ないです。時間の関係上、ここは最後にひとつ町長のほうに、人というのは困ったときとか、本当に大事なときに力を発揮してこそこの人の上に立つというふうに思っています。先ほど阿部議員のほうからアインシュタインの言葉があったのですが、私有名な人の言葉はよく分からないのですが、やっぱり困ったときに、トップがやっぱししっかりしないと、下の者を引っ張って行って、ほかの者を全部引き連れて、いい方向に連れて行くというリーダーシップが求められると思います。

そこをお願いします。この町長、最後、私の要望にどう応えてくれるかですけれども、未知の感染症は、ピークは大体一年から一年半くらいと言います。ワクチン、治療薬が早く望まれるところではありますが、やはりそれも一年以上かかると思われます。そんな中で、町民を感染から守りながら、経済を回し、安全安心に暮らしていけるまちづくりが町長に私は求められていることと思います。みんな初めての経験だと思いますので、医療関係、経済、暮らし、知恵を出し合い、有効な支援策の策定をみんなが望んでいると思います。私も考えます。町長の決意とお考えをお聞かせください。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

残り四分ほどでありますので、全部使っていいということですね。いや、残り四分全部使っていいということですね。（「全部使って結構でございます」の声あり）

先ほどは、国のいわゆる対応が不適切まで行かなくても、対応がちょっと緩いとか何とかそういうお話を聞いて、私も同感するところも多々あります。しかしながら、安倍総理がトップとして、本部長として、様々な救済策も講じているのも十分承知してございます。何はともあれ、日本の国民が、この島国日本列島の中において自己防衛というやっぱり国民性が感染の少ない感染でとどめたのかなど、そう思っているところでもございます。ただ、国民の中にあっても、例えば緊急事態が宣言されてからも、パチンコ屋へ行ったり、首都圏で閉鎖しているけれども、茨城まで行ったり、そういう報道がされているのも事実であります。要は一人一人の町民が自らの命は自分で守るという意識を持たせるためのやっぱり行政マンでなくてはならないだろうと、そう思っているところでございます。

よって、七月一日号のいわゆる広報には、まだまだそのコロナ対策は終わっていないということ意識させるような

町民への呼びかけにメッセージをまず私のメッセージを出したいということで、今その文章を手がけているところでもございます。

そしてまた、一方では感染を抑えながらも、町の経済、この津軽の経済を回していくというのは、やっぱり三密、あるいは自己防衛しながらも、やっぱり経済を回していくというのは、これは行政の責任でもあろうかと、そう思っております。よって、一次、二次補正もありますけれども、必要ならば町の基金も取り崩してまで、様々な産業、教育、そして福祉、医療の分野まで、議会議員の知恵を拝借しながらも、これからコロナを鎮圧する。そしてまた経済を回すために、最大の努力をしていきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

どうもありがとうございました。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野 稔君）

これで五番奈良完治議員の一般質問は終了しました。

換気及び消毒のため、再開時刻を二時五十五分といたします。

休 憩 午後二時四十三分

再 開 午後二時五十三分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二番三上道人議員に一般質問を許します。二番三上道人議員。

〔二番 三上道人君 登壇〕

○二番（三上道人君）

議席番号二番三上道人です。ただいま議長からのお許しがありましたので、発言させていただきます。

先日の新聞報道によると、青森県内でのコロナウイルス感染者数がゼロになったとのことでありました。東京では東京アラートの発動が出されるなど、県外ではいまだに第二波、第三波の到来を不安視している地域もありますので、藤崎町としてもまだまだ気を緩めてはいけませんが、明るいニュースの一つとして前向きに捉えております。

それでは、令和二年第二回定例会に当たり、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

まず、地域経済の活性ですが、安定した就労、安定した収入が必要不可欠ではありますが、同時に消費動向、消費意欲の向上に努め、個人消費を促し、活性させていくことも大切であると思います。また、住民生活の向上については、不安や不自由の少ない日常生活を構築できる上に成り立つものであるものと考えます。この二点を踏まえて、コロナウイルス問題が沈静化した後の藤崎町の経済復興、住民生活の安定に向けて町巡回バスの重要性は今後ますます大きくなるものと考えます。

そこで、町巡回バスの抜本的見直しについてお尋ねします。

町内では、町の巡回バスが藤崎、常盤両地区で運行されています。多くの住民が利用しており、特に高齢者の方々からは大変助かっているという声も聞かれ、日常生活において必要不可欠であるものと認識しております。しかしながら、運行本数が少ない、ルートが限られていて不便、土曜日、日曜日にも運行してほしいとの声もあります。このことから、町巡回バスの運行状況についてお聞きします。

次に、高齢ドライバーの運転操作ミスによる交通事故や重大事故につながるおそれのある高速道路での逆走行もなく

ならないとのニュースを耳にすることが多くなりました。これは県内や当町においても他人事ではありません。そこで、当町における運転免許証返納者数についてお聞かせください。

次に、以前、大規模災害などで避難住民が移動する際に、町のバスで移送するという説明がありました。そこで、このバスで移動については、具体的にどのように利用していくのかお聞きします。

最後に、冬期間におけるスクールバスの運行について、中学生も利用できるようになり、大変よいことだと思っております。そこで、利用状況並びに利用実績について具体的にお伺いします。

以上、私の壇上からの質問を終わります。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

三上道人議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、地域経済の活性と住民生活の向上についてのこの町巡回バスの抜本の見直しについての町巡回バスの運行状況についてお答えいたします。

町巡回バスは、町内公共施設の利用に関する利便性の向上を図ることを目的に運行しており、現在、町所有のバス一台で町内を巡回しておりますが、バスの管理・運行につきましては青森市の観光会社に業務を委託し、藤崎地区においては午前・午後各一便、常盤地区においては午前・午後にそれぞれ二便、運行しているところであります。

また、昨年度の利用者数につきましては、年間約二万五千人、一日平均では、およそ百人程度の利用となっております。三上議員からの抜本的な運行状況の見直しが指摘されておりますので、担当課とも来年度に向けて十分協議して、

多くの町民の声に応えるよう努力したいと存じます。

次に、当町における運転免許返納者数についてであります。運転免許証の自主返納制度は、運転免許が不要になった方が自主的に運転免許証を返納する制度で、運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方が制度を利用するケースが増加しております。

警察庁の運転免許統計によりますと、昨年度、免許証の自主返納した方は、制度導入以降最多となる六十万人を超え、県内においては五千二百七十八人となっております。

また、当町の返納者数につきましては、平成二十九年が四十六人、平成三十年四十五人、昨年は五十四人となっております。昨年の男女別内訳といたしましては、男性が二十六人に対して女性が二十八人となっております。

次に、有事の際の避難移動にバスを利用する予定であるが、その具体的内容についてであります。大規模水害などが発生し、避難勧告等が発令された場合の避難の単位につきましては、指定する避難場所ごとになるべく一定地域または町内会などを単位としておりますが、避難住民を避難所に収容し切れなくなった場合や浸水が進み避難所が浸水するおそれがある場合など、状況に応じ、福祉避難所も含め、各地区の安全な避難所へのバス等での大量移送を想定しております。

これには、町の巡回バス及びスクールバスの計四台利用することを想定しており、住民を速やかに安全な避難場所へ移送し、人命保護と避難者の援護を図るものであります。

また、大規模災害等における避難誘導や移送対応につきましては、迅速かつ的確な対応が求められることから、消防団や町内会、自主防災組織と連携したより実践的で効果的な防災訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、冬期間の中学生のスクールバス運行についてであります。中学生を対象とした冬期間のスクールバスの運行につきましては、昨年の十二月議会における要望により、教育委員会において早急に検討を進め、翌年二月三日から運

行を開始しているところであります。

対象エリアは、学校からおおむね三キロメートルの範囲、または徒歩三十分以上の地域を対象とし、具体的な運行地域といたしましては、藤崎地区にあっては白子、吉向、亀岡、西中野目、俵舂、下俵舂、柏木堰、菟子、常盤地区にあっては、福館、富柳となっており、昨年度は対象者数三十七名に対し、利用者が十三名となっております。

以上、三上議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより二番三上道人議員に再質問を許します。二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

ただいま答弁をお聞きしました。

まず、町巡回バスは、町内公共施設の利用に当たり利便性を図ることを目的に藤崎地区を午前・午後各一便、常盤地区は午前・午後各二便を町所有のバス一台で運行しているとのことですが、バスの利用に当たり、具体的な条件というか、規約的なものはあるのでしょうか。

また、平日のみの運行と認識しておりますが、その理由をお聞かせください。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

巡回バスの運行につきましては、町公共施設巡回バス運行管理規則に基づいて運行業務を行っているものでありまし

て、業務内容につきましては、必要事項を定めて、業者へ管理業務委託を行っているものであります。

また、平日のみの運行につきましては、町の巡回バス運行の目的につきましては、町内に居住する住民に対し、町内公共施設の利用に当たっての利便を供与するものというふうになっております。あくまでも町内の公共施設バスとの位置づけということであるから、平日の運行にしているというふうな状況でございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

運行の目的は今の答弁で分かりました。

以前、経営戦略課でまとめた第二期藤崎町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンの地方創生アンケート調査報告書というものがあります。その中で、将来のまちづくりについて、持続可能な地域づくりのために、重点的に取り組むべきこととはという調査がありました。その結果、町巡回バスや公共交通の利便性向上との回答が三二・九％と最も多く上げられておりました。それほど交通の利便性について関心があるということではありますが、公共交通の問題については、相手事業者もおり、なかなか簡単に解決できる状況ではないため、現状ではこれをよくするということはなかなか難しいものと思われれます。しかしながら、公共交通との円滑な接続を図るため、また、町の公共施設利用に特化せずに、買物や通院など、日常生活の向上を図るためにも、町巡回バスの利便性を向上させることが必要ではないかと思えます。そのために、やっぱり土曜日、日曜日の運行も必要ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

今までは、公共性の施設をいわゆる使うためのいわゆる常盤地区は午前中二便、午後二便、藤崎地区は午前中一便、午後一便ということで、財政状況も鑑み、様々な検討はしてまいりたいと思います。例えば、大鰐町では国の事業を使ってデマンドタクシーとか、あるいは私の非常に仲のよい鱒ヶ沢の平田 衛町長就任前から、ワンコイン百円バスということでマイクロバスをいわゆる町隅々まで巡回させて、それを多くの利用者に、町民に利用していただくということで、様々なアイデアを駆使しながらやっぱり年々高齢者が、独り世帯が多くなったり、高齢者が増えています。ですから買物弱者とか、交通弱者のことを考えれば、いわゆる三上議員のご指摘はもっともなことでございますので、来年度に向けて、関係課が英知を結集してもうちょっと細やかないわゆる交通体系にするよう指示したいと思っております。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

今町長からの答弁でありましたが、ありがたい話だと思っております。私の質問にもありました高齢化が進む中、免許証を返納したという話、また、これから返納するつもりという話も町内の中でも聞こえております。先ほど町長の答弁でありましたように、二十九年から昨年度まで、三年間で百四十名を超える藤崎町でも免許証の返納が行われているということでありました。しかしながら、やっぱり免許証、要は車がなければ何もできない。どこへも行けない。だから返納できないんだという話も多く聞かれています。先に申し上げておきますけれども、運転免許証の返納を促しているわけではありませんけれども、ただ、やっぱり高齢ドライバーの事故というのが取り沙汰されている中、安心してと言えは変ですけれども、車の免許がなくても自由に藤崎の町の中を移動できる手段ということで、しっかりとした受皿を確立して、車の免許の返納者はもちろん、免許を返納する方がいるということは、その高齢のご家族であれば一緒に移動する手段をなくすということも考えられますので、そのご家族も含めて町巡回バスを移動手段の一つとして考える

住民に対応してもらえるといいなと考えております。今後ますます需要が見込まれる町巡回バスです。そのためにも町長も見直しということを検討ということも考えて言葉をいただきましたけれども、それこそ走行ルートの見直しや、走行便数を増やすなど、行き届いた、行きたいところへ行けるそういう移動手段を目指した改善が必要だと考えております。

アンケートの中で三二・九％という回答率があったと申し上げましたけれども、実はこのアンケート調査は、十八歳から四十五歳の方、俗に言えば、簡単に言えば運転免許証を持って、自由に移動できる方々のアンケート結果でした。そういう人たちですら、このように高い関心を持っているということです。もし、このアンケート調査の対象年齢がもっともっと高い年齢の方であれば、さらに関心の高い調査結果になったのではないのでしょうか。

巡回バスの活用目的として、公共施設の利用と同じくらい、私は買物、病院などへの移動ということも想定されるのではないかと考えております。その点をしっかり認識して対策を進めていただきたいと考えております。

続いて、有事の際の避難移動について、町巡回バスやスクールバスの利用を想定しているものとのことですが、確かに大雨、洪水による浸水に関しての移動などであれば、突発的なものでなく、事前にある程度予測が立つものであるため、第一次避難所であったり、そういうところに集まっていただいて、そこから大きなバスで大量に移送ということをこれは非常によいことだと思うんですが、中には入り組んだ町道や、小路の先に住まいのある方などもおられるかと思えます。また、そういう人方が迅速に避難所に移動できるのであれば問題ないんですが、そういう場合に、やっぱり小回りの利く車も必要になってくるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（兵藤範明君）

お答えいたします。

まず、災害等発生し、避難する場合は、その地区の一次避難所に各町内の方々が避難することになります。特に水害の場合には、時間経過とともに状況が変わってくることからその一次避難所において浸水の危険性が発生する場合、対策本部では、一挙に二次避難所等へ移送することになるため、このような場合、バスでの大量移送ということになります。バスにつきましては、広い場所に停車させまして、避難住民を乗車させることにはなりますが、いわゆるバスが入れない入り組んだ町道とかにつきましては、町のワゴン車等を対応していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

分かりました。そうすれば、これはこの辺にしておいて。

次に、中学生の冬期スクールバス運行についてですが、二月より実施していただき、ありがとうございます。教育委員会では学校からおおむね三キロ、徒歩三十分以上という基準を設けて、対象地域を決めたと聞いております。中学生は体力もあり、歩くことも重要だとは思いますが、冬期間は雪道の通学は歩道除雪の状況、現状を見ても、危険性を伴うものと考えます。昨年度は対象地域での利用者はあまり多くなかった、三十七名に対して十三名でしたか、多くなかったように見受けられますが、バス四台をフル活用しておられるようです。もし、バスの座席数に余裕があるのであれば、対象範囲を広げてみるのもよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長（清野健志君）

お答えします。

昨冬から始めた中学生の冬期のスクールバスの運行につきましては、対象地域は関連する法律の施行令や文科省から発出されている通学路に対する意見を参考に、その施行令や意見では、もうちょっとこう遠い距離を示されておりますが、さらにまた備考といいますか、余談といいますか、参考までにその単純に距離、時間だけではなく、その通学途中の危険度なども考慮しながら通学の距離を設定するようという事で、当町においては三キロ以上、三十分以上としたものであります。議員おっしゃるように、昨年度の利用実績は確かにトータル三十七名、対象者三十七名に対して、実際の利用者が十三名ということで、少ないように見えます。ですが、例えば中央小学校の一号車、コースで言えば藤崎、藤越、中島、柏木堰、俵舂を巡回しているコースでは、バスの定員が四十五名に対し利用者が四十四名でありました。利用者は申込みを取った結果ではありますけれども、その申込みを取る前の段階では対象者が五十名であって、定員を超えていたことから事前に業者と運行方法について協議して、一部の地域の対象区間を途中で降ろすというような対応で行ったものであります。

本当の今度の冬の時点でも申込者数はどれほどになるか分かりませんが、まだ始まって二年目でありまして、限られた予算を効率的に活用する意味でも対象地域はこれ以上のところは拡大することなく、現状のままで運行したいと思っているところであります。以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

はい、分かりました。バスぎりぎりまで生徒が乗って利用しているのであれば、それ以上はちょっと厳しいなと思います。ただ、今後、児童生徒数の減少等でまたそういうバスの座席に余裕ができたときに、もう一度考慮していただければ

ればと思います。

皆さん長くお話をする中、私短くてあれですけれども、最後に、新型コロナウイルスの影響により世界経済が悪化している状況であります。藤崎町も住民生活や経済にも支障が出ていますし、今後さらなる落ち込みも懸念されます。しかし、このようなときであるからこそ、地域経済の活性と、住民生活の向上に向けて取り組むべきであると思います。地域住民の要望に沿った公共交通等の円滑な接続や公共施設利用に限らず、買物や通院など、日常生活全般の向上を図るためにも、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、見直す余地は多々あるかと思えます。運営母体や使用する車両の検討を含めて、運行体系、走行ルート、走行本数、運行日程を抜本的に見直し、利便性に富んだ町巡回バスの運行を期待しております。

藤崎町の財政にも大きな負担になることは承知しておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめ、活用できる施策を検討して、さらには地域企業や諸団体との協力、連携を図りながら、青森県のモデルとなる町巡回バスのスタイルを構築して下さるようお願い申し上げ、最後、町長からの答弁を一言いただいて、私の再質問を終わりたいと思います。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

様々な分野で例えば医療にしろ、介護にしろ、あるいは教育にしろ、産業にしろ、全てが極めて大事であります。その中で、限られた財源の中でどういう優先順位をつけて、多くの町民の期待に応えられるか、これは議員からたくさんのご指摘をいただきながら、あるいは多くの団体の皆さんからのご意見もいただきながら、様々な対策を講じていきたいと、そう思っております。今、六月定例会は一般質問が本当によいことに七人の登壇ということで、二日間となり

ました。当初計画していた日程から一日延びましたけれども、私は大歓迎であります。こういう機会こそ、多くの議員から、ふだん思っていることをどんどん皆さんの思いを町政にいわゆる反映させるべく多くの方が、多く議員がやっぱりこの一年に四回の一般質問を有効活用していただきたいと、そう思っております。

また、一方では、十二日で六月定例会で閉じますけれども、国のいわゆる国会は十七が最終日の予定であります。私たちの十二日に、いわゆる最終日に、第二次の補正予算が成立するような見込みでございます。総額真水で三十一兆円を超える規模でございます。コロナ対策の臨時交付金も我が町には二億円強の財源が交付金として入る予定でございますので、先般、課長会議をやった際に、月初めの、全てのいわゆる職員、臨時職員も含めて、一人一人からやっぱりコロナ対策の救済策を提案してくれというようなお話をしたところで、昨日臨職を入れると百五十名を超えるその提案を見ましたら、様々なすばらしい意見が具体的に明記されたその救済策に目を通させていただきました。よって、議員各位からもいろいろな意味で本会議場、あるいは各課長さん方、あるいは私に直にお話をしてくださっても結構ですし、このコロナの危機を皆さんと共に乗り越えていきたいと、そう思っております。ありがとうございました。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

ぜひ本当に町民の声を吸い上げて、よりよい町政、よりよい町民の幸せな生活を送れる状況をつくっていただければと思っております。

以上、私の再質問を終了します。

○議長（小野 稔君）

これで二番三上道人議員の一般質問は終了しました。

これをもって本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後三時二十五分
